

6月15日（水）



# 令和 4 年 6 月 15 日 (水曜日)

午前10時0分開議

## 出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	冨師博規	(無所属の会 チームひまか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	濱砂守	(同)
23番	二見康之	(同)
24番	山下博三	(同)
25番	西村賢	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	右松隆央	(同)

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

## 事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案第13号についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い一般質問を行ってまいります。

国会は今日、閉会いたします。参議院選挙の公示が6月22日と予想されております。とりわけ今回の選挙は、ロシアのウクライナ侵略戦争から派生して、日本の針路に関わる、戦争への道か、それとも平和の道を守るのか、このせめぎ合いが問われる、極めて重要な選挙になるというふうに思います。まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

最初に、核共有論についてです。

ロシアによるウクライナへの侵略戦争、武力攻撃は3か月を超えました。子供たちの命までも奪い、あらゆるものを破壊し続けていることに、世界中が心を痛み、怒りの中で、「ロシアは直ちに攻撃をやめよ。ウクライナから撤退せよ」と、抗議の声を上げています。ロシアの侵略戦争は、国際紛争は平和的手段で解決すること、いかなる国に対しても武力による威嚇、武力の行使をしてはならないとうたった国連憲章違反の戦争犯罪であることは明らかです。

今重要なことは、「ロシアは国連憲章を守れ」と、国際社会が一致団結して侵略戦争をやめさせることです。さらなる問題は、ロシアがこの戦争の中で核兵器使用に言及していることです。言語道断ですが、こうしたことを背景に、日本で、「核には核で対抗する必要がある」とする声があることです。アメリカの核兵器を日本に配備する核共有論です。危険極まりない話ですが、このことに対して、知事の御所見を伺いたいと思います。

あとの質問は、質問者席から行います。〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

核共有につきましては、ロシアのウクライナ侵攻や北朝鮮の核ミサイル開発などをきっかけに、一部の党や国会議員の間で議論すべきとの意見がある一方で、政府としては議論することは考えていないとの見解が示されております。

我が国は唯一の被爆国であり、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継いでいくことが、今の私たちに課せられた責務であると考えております。広島出身の私としても、そのことに強い思いを抱いております。

核共有問題をはじめ、外交防衛に関することは、国の責任においてなされるものでありますが、私としましては、引き続き、県民の安全・安心を確保する立場から、この行方を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 御見解を伺いました。

この核共有論は、唯一の戦争被爆国日本においては、まさに論外の話であって、受け入れられるものではありません。日本の国是である非核三原則を棚上げにする、憲法違反そのもので

あるというふうに思います。プーチン大統領のような核兵器使用をちゅうちょしない人物が出てきたということは、全面的な核戦争が想定され、人類はおろか、地球の滅亡につながるということです。こんな愚かなことを許すわけにはいきません。もはや、核の力で脅しをかける核抑止は通用しません。核兵器そのものをなくすこと以外に核戦争を防ぐ道はないということだというふうに思います。その役割を担うのが、唯一の被爆国である日本政府ではないでしょうか。

国連で採択され、昨年1月から国際法として効力を発揮している核兵器禁止条約の第1回締約国会議も、6月21日から始まります。日本もオブザーバー参加して、核廃絶に向けた役割を發揮してもらいたいと思います。そのためにも、日本政府が一日も早く核兵器禁止条約の批准を行うよう、知事には、政府に積極的に働きかけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一点、知事にお伺いしたいのは、軍事費の2倍化についてです。

岸田首相が、バイデン大統領との共同声明の中で、「防衛費の相当な増額の確保を決意」と、大軍拡を明言されました。私はテレビで聞いていてびっくりしたのですが、以前に岸田首相は、軍事費を国民総生産（GDP）の2%以上に引き上げるとする表明もされております。

こうした軍事拡大について、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 政府におきましては、さきに示された「経済財政運営と改革の基本方針2022」の中で、防衛力を5年以内に抜本的に強化すると表明されているところであります。その背景には、北朝鮮による弾道ミサイル発射

やロシアのウクライナ侵攻など、一層厳しさを増す、我が国の安全保障環境があるものと理解しております。

増額ということではありますが、それありきというよりは、我が国の平和や独立をいかに守り、その安全保障をどう考えていくのか、そのことの議論がしっかりなされた上で、そのための防衛費予算をどう考えていくのかという議論が重要だと考えております。

外交防衛は、国の責任において進められるものでありますが、国の根幹や、将来、国民の暮らしに関わる重要な問題でありますので、今後国において、国民に分かりやすく丁寧に説明し、理解を得ていく必要があるものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 軍備をどこまで拡大すればその不安を解消できるのかという問題があらうかと思えます。

岸田首相は、この「防衛費の相当な増額の確保」については、財源の見通しが無いまま、アメリカとの約束をされました。本来、あり得ない話と思いますが、岸田自公政権は、この大軍拡予算を実行に移す骨太の方針を閣議決定しました。さらなる消費税の増税や社会保障予算の抑制・削減、さらには国債発行に及ぶのではないかと危惧いたします。

歴代政権が大原則としてきた専守防衛を放棄して、相手国の指揮統制機能まで破壊する攻撃的兵器を持って、敵基地攻撃能力——これは反撃能力と言い換えられましたけれども——を保有するための大軍拡予算にほかならないというふうに思います。

これでいきますと、軍事予算は年間11兆円以上、世界第3位の軍事大国となります。戦前、野放図な国債発行で戦費を調達し、歯止めなき

軍拡を招いた、あの時代を思い起こさせるものです。戦争への道、軍備拡大の道は、最悪の、国民の暮らし破壊の道そのものです。国民を犠牲にするこの道を許すことはできません。国家間の紛争が予測されたら、戦争にさせないための外交努力に徹することです。現に、東南アジア諸国連合（ASEAN）では、このことを実践しております。紛争を戦争にさせないために、年間1,000回を超える話し合い、協議を尽くして努力しておられます。軍事対軍事の道を決して歩まない。それが政府の努めであり、政治の役割です。このことを強く申し上げておきたいと思えます。

続いて参ります。次に、物価高騰の原因と対策について伺いたいと思えます。

深刻な物価高騰が続いています。帝国データバンクの調査で、既に4月の段階で、64.7%の企業が主要商品値上げを実施し、食品関連では、累計で6,000品目を超える値上げ計画が行われるなど、この物価の高騰は、既にコロナ危機で2年以上苦しんできた県民や中小企業、農家などあらゆる分野に影響を及ぼしております。

この急激な物価高騰の原因をどのように認識しておられるのか、知事にお伺いたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の原油価格や物価の高騰につきましては、様々な要因が関連しているとされております。例えば、原油価格の高騰につきましては、コロナ禍からの経済活動の回復に伴う、世界的なエネルギー需要の高まりなどが指摘されております。

また、物価については、原油高騰に加えて、コロナ禍によるサプライチェーンの分断や供給不足の発生、円安の進行による輸入価格の上昇などが挙げられております。

さらに、今般のウクライナ情勢の緊迫化も、

原油や天然ガス、穀物などの価格上昇に影響を与えているものと認識しております。

**○前屋敷恵美議員** 今、家計を直撃する物価の高騰は、極めて深刻になっております。

昨日は県議会に、「新聞に掲載された質問事項の一覧で物価高騰対策の項目を見た」と言われる方から、「生活がとても苦しい。直接支援をしてもらいたい」との切々たるお電話がありました。本当に大変な暮らしぶりを受け止めたところでございます。

この高騰の原因は、新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵略だけでなく、アベノミクスの異次元の金融緩和が、異常な円安と物価高騰を招いたことは明らかなです。今議会で、国の補正予算による県民への一定の対策はあるものの、痛手を受けている県民への手だてとしては極めて不十分だと言わなければなりません。もっと抜本的な対策が必要だと思います。

物価高騰で、どうしてこうも生活が苦しいのか。それは、労働法制の規制緩和で、非正規雇用が4割近くに増え、賃金が上がらない状況になってしまったこと、社会保障の連続削減で、この10年間で公的年金が実質6.7%も減らされてしまったことなど、弱肉強食の新自由主義が日本経済を冷たく弱い経済にしてしまったことが、国民の生活苦の根本にあるということにほかなりません。ここの抜本的対策が必要だというふうに思います。

今日15日は、年金の支給日です。これほど物価が上がる中で年金が減らされることに、国民は怒り心頭です。もう既に皆さんのお宅にも、0.4%削減の通知が来ていると思いますが、本当に、年金だけで暮らしていらっしゃる皆さん方の御苦勞はいかばかりかと、胸が痛むところです。

我が党は、物価高騰から真に国民の暮らしを守るために、具体的な5つの提案を行っております。1つに、消費税を緊急に5%に減税して、インボイス制度の導入を中止すること。2つに、賃金が上がる国にするために、アベノミクスで増えた大企業の内部留保に一定の課税をして、その税収をもって中小企業の支援に充て、最低賃金を時給1,500円に引き上げること。3つに、年金減額の中止、大学の学費を半分に、学校給食を無償になど、社会保障と教育予算の充実です。4つに、気候危機打開へ、再生可能エネルギーの大規模な普及を進めること。5つに、ジェンダー平等の視点を持って、男女の賃金格差をなくす。この5つです。いずれも全ての国民に深く関わる対策でございます。

この中で特に消費税減税は、物価高騰から暮らしを守る上で最も効果的な対策だと思います。ぜひ、知事の御見解を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 消費税は、税収の規模が大きく、比較的安定しておりますことから、社会保障をはじめ、暮らしに必要なサービスを維持する上からも、極めて重要な基幹税目であると考えております。

一般論としましては、消費税率の引下げも、物価高騰対策における一つの考え方であろうと考えておりますが、社会保障関係費が増加してきているような状況も考えますと、仮に、国において税率引下げの議論が行われる場合には、社会経済情勢を見据えつつ、財源確保がしっかりと図られるよう、慎重な検討が必要であるとと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 知事は、そのような御答弁をこれまでも繰り返してこられました。しかし、消費税が、社会保障のためとされながら、

実際には法人税や所得税の減税の穴埋めに使われてきたことは明らかです。これは、数字がしっかりと物語っております。数字はうそをつきません。

そもそも消費税導入は、直間比率の見直しが目目的だったわけで、所得の低い層ほど、消費税で今痛めつけられているわけです。円安の下で、大企業の利益は過去最高です。富裕層も資産を大きく増やしています。大企業と富裕層に応分の負担を求め、消費税を減税することは、税の公正という点からも、当然のことだと思います。民間エコノミストも、「物価高対策には消費税減税が効果的」と主張しております。国民の暮らしが守られ、安定しなければ、経済はよくなりません。世界では既に、89の国や地域が消費税減税に踏み出しています。日本でできないことはないというふうに私は思います。ぜひ、県民の暮らし、国民の暮らしと地域経済を守るために消費税減税に踏み出すべきだと、国に強く要望していただきたい。このことを切に要求したいと思います。よろしく願いいたします。

続けて参ります。「水田活用の直接支払交付金」の見直し問題について伺います。

政府による米の減反政策の下で、水田で行う転作を支援する交付金事業が行われてきました。ところが、政府はその制度を見直し、交付金の中止を打ち出しました。農家の不安や怒りが広がっております。まず、交付金見直しについて、具体的な内容をお聞かせください。農政水産部長、お願いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 今回の交付対象水田の見直しの内容としましては、「畦畔や用水路等がなく水張りができない農地は、交付対象外」というルールを再徹底すること及び、

現場の課題を検証しつつ、今後5年間に一度も水稲作付が行われない農地は交付対象としない方針とすることという2点を伺っております。以上でございます。

**○前屋敷恵美議員** この交付金カットが、どのような影響を農業や農家に与えるかという点で伺いたいと思いますが、水田活用交付金の交付を受けている農家の現状について、申請の件数や交付の金額、また面積などについてお聞かせください。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 令和3年度の交付実績につきましては、金額にして96億5,000万円、面積が1万3,847ヘクタールとなっております。また、交付件数のほうは、令和2年度が最新の公表値であります。1万4,628件となっております。以上でございます。

**○前屋敷恵美議員** 政府の減反政策の下で水田転作が図られてきたわけですけれども、この宮崎ではどのような転作作物が作られているのか、お聞かせください。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 令和3年度におきましては、主食用米からの転換作物は、WCS用稲が全体の約5割、飼料作物が約2割、そのほか加工用米、園芸作物などとなっております。

**○前屋敷恵美議員** こうした転作による生産農家は、交付金を活用しつつ、農家の経営、なりわいが保たれてきた、そのように思います。

県は、今回の見直しに伴う影響をどのように見ておられるのか。また、転作で新たな産地が形成されてきたところもあるというふうに思います。今回の交付金カットで経営が成り立たなくなる品目もあるのではないかと思います。農家はどのように受け止めているのか、県はどのように把握しておられるか。農家の現状につい

て、率直にお答えください。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 見直しの影響につきましては、現在の作付状況のまま5年が経過した場合、水張りが行われない飼料作物などを作付している水田が交付対象外となり、大きな影響が生じるというふうに考えております。

県では現在、見直しの影響あるいは水稲作付が困難な理由等について、地域に対して調査を行っているところでありますが、水田を借り受けて飼料作物を作付している農家からは、作付を断念し、地権者に農地を返さざるを得ないというふうな声も伺っているところであります。

**○前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

ぜひ、耕作作物ごとの状況なども調査していただければと思います。

今回の見直しで交付金のカットされれば、交付金に代わる新たな収入源となる対策はあるのか、県としてどう考えておられるか、農家としてはどのように考えておられるのかも伺いたいと思います。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 今回の見直しに当たりましては、国から、現場の課題を検証しつつ進めるというふうに伺っております。

県におきましても、引き続き国の動向を注視し、状況を把握しながら、しっかり対応してまいりたいと考えているところです。

**○前屋敷恵美議員** 交付金の対象にならない水田が発生することで、転作作物の生産をやめる農家が増えることも懸念されます。排水対策をしっかりしている農地では、簡単に米は作れないと聞きます。そうなると、耕作放棄地などが増大する可能性は大きくなります。今後の宮崎の農業や農村の持続的な発展に深刻な影響が及ぶのではないかと懸念するところです。



全国的にも大きな課題になっているわけですが、米どころ秋田県では、知事が率先して、交付金カットに反対を表明して、農家の皆さんや農業団体の皆さんと一緒に運動を広げよう、このような表明もされております。

農業が基幹産業の宮崎です。県として、「見直しはやめよ。撤回せよ」、この意見を上げるべきではないかと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の交付対象水田の見直しによりまして、本県では、耕畜連携により取り組まれております飼料生産の仕組みが損なわれたり、中山間地域等の条件不利地域の農地保全が損なわれたりするおそれがあるものと考えております。このため、先月、国に対して、一律の見直しの適用を行わないよう要望を行ったところであります。

今後とも、地域の課題を丁寧に把握し、必要な対策が講じられるよう、国に訴えてまいります。

**○前屋敷恵美議員** 政府は、深刻な米価下落対策に十分な手だてを取らないまま、昨年11月、また新たに、26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表いたしました。減反を拡大する一方で、これまで長年にわたって転作に協力してきた農家を交付金の対象から外すなどは、国の裏切り行為そのものだと思います。到底受け入れられるものではありません。交付金の対象から外れる水田は、耕作放棄地になりかねません。さらには、自給率の低下を招くことにもなります。今、落ち込んだ食料自給率を高めるためには、水田を活用した転作への支援こそ求められているというふうに思います。

交付金の削減ではなく、食料自給率向上を目指して、全ての農家を対象にした施策や予算の

拡大、拡充が必要です。ぜひ、県はこうした立場で農家に寄り添い、宮崎の農業、農家、食料を守るために、国にしっかりと物申していただきたい、このように要望いたします。よろしくをお願いいたします。

では、続いて参ります。次は、多様な性を受け入れ、多様性が尊重される共生社会の実現に向けた県の取組について伺いたいと思います。

この件は、昨年の6月議会でも取り上げさせていただきました。今、ジェンダー平等社会を目指すことが国連で採択され、持続可能な開発目標（SDGs）にも掲げられました。男性も女性も多様な性を持つ人も、差別なく平等に、尊厳を持って自らの力を存分に発揮できるような社会をつくること、この認識をお互いが持つことが重要だというふうに思います。とりわけ、常に住民と深く関わる行政の果たす役割は特別だというふうに思います。

県は、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。その点からも、積極的な取組が求められます。まず、性的少数者の支援に関してどのような取組を行ってきたのか、その認識と取組の内容について伺いたいと思います。

また、昨年の6月議会の一般質問で、パートナーシップ制度の導入を求めました。知事は、「導入している他県の事例の情報収集を図り、研究を進めてまいります」と答弁されたのですが、その進捗状況はどうか、併せてお答えください。総合政策部長、お願いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県では、性的マイノリティーの方の人権問題につきまして、広く県民を対象とした講演や研修会を開催いたしますほか、支援に関するトークセッションや、県庁舎のレインボーライトアップなどにつきまして、当事者団体等と連携・協働した様々

な取組を継続して行っております。

また、本年3月に施行いたしました「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」の制定過程におきまして、当事者の方と意見交換を行い、パートナーシップ宣誓制度に関する御意見もいただいたところであります。

現在、県内では、パートナーシップ宣誓制度を6市3町が導入しているところでありますが、この制度の導入に関しましては、性的マイノリティーの方に対する県民の皆様の理解が深まること、そして、身近な行政サービスを提供する市町村との十分な連携が大変重要であると考えております。

**○前屋敷恵美議員** 県では、様々な人の人権を守るという取組がなされているというふうにお伺いいたしました。

LGBTの方々のシンボルカラー、レインボーカラーで本館を照らすライトアップ事業も、始められて5年ぐらいになるかと思うんです。去年は、そのときに同時に連動したイベントもされ、それが一般報道もされて、大いに啓発活動に役立ったということも、当事者の皆さん方から伺っているわけですが、今年はその連動したイベントがないということで、がっかりしておられました。啓発活動は、継続していくことに大いに意味があるというふうに思いますので、様々な取組もあるでしょうけど、ぜひ、そのところはしっかりと位置づけて継続を図っていただきたいと思うところでございます。

私が今、特に必要だと思っていることは、多様な性への理解を深めるための手だてや努力だというふうに思います。

昨年質問では、全国で初めて、同性パートナー職員に福利厚生運用を開始した鳥取県庁

の事例を、鳥取県が作成しているハンドブックを参考にお話しいたしました。現在、九州各県、宮崎県以外の全ての県で、それぞれ県が独自に、オリジナルの性の多様性を理解するためのハンドブックを作られて、県職員のテキストとして、また県民に向けてもホームページに載せ、相談窓口も開かれて、しっかり対応されております。

宮崎県でも、こうした具体的な対応も行いながら、パートナーシップ制度の導入を進めることが必要だというふうに思います。性の多様性を理解するためのハンドブックの作成をぜひ行って、大いに学び合っていくことが必要ではないか、重要だというふうに思いますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 現在、性的マイノリティーに関する人権問題の啓発につきましては、全国的にも活用されております、公益財団法人人権教育啓発推進センターが作成した冊子を使用しております。人権問題の啓発におきましては、県民の理解や共感を得ることが大変重要であると考えております。県民に身近な問題として感じ、考えていただくための様々な創意工夫も必要であろうかと考えております。効果的な啓発資料の在り方につきましては、当事者の御意見等も伺いながら、検討してまいります。

**○前屋敷恵美議員** 九州各県の性の多様性を理解するためのハンドブックを見たんですけれども、それぞれ工夫を凝らして本当によく練られた、県民の中にこういう浸透を図っていかうということがありありと見られるようなバイブル的なハンドブックばかりです。ぜひ、宮崎県もこうした資料を独自に作って、大いに活用し、広げていただきたいと、要求もしておきたいと

思います。

さきにも述べましたが、今年3月、全ての人の人権が尊重される、平和で豊かな社会の実現を図ることを目的として、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。その第2条第3項には、「全ての人がかけがえのない存在として尊重され、多様な価値観及び生き方を認め合う社会の実現に寄与すること」とうたっております。まさに、パートナーシップ制度を県が率先して進めることの必然性を示していると思われました。

既に県内では、先ほど御回答がありました。9つの自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入しており、県人口の約67%をカバーしております。全国的にも広がりを見せ、福岡県、佐賀県は今年、導入が図られました。ぜひ、「性の多様性を理解するためのハンドブック」で学び合い、理解を深めながら、県民誰もが自分らしく尊厳を持って生きていける宮崎県にするために、宮崎県パートナーシップ宣誓制度の導入を図っていくべきときだと思います。知事の積極的な御判断をお聞かせいただきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 本年3月に施行しました「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」におきまして、性的マイノリティーの方々の人権問題を含め、誰もが自分らしく生きていける、平和で豊かな社会の実現を目指すことを、改めて明記したところであります。

また、性的マイノリティーの方々の人権の尊重、生きづらさの解消については、県はもとより、市町村、学校、企業、地域などで一緒に考え、行動していくことが重要であると考えております。

このようなことも踏まえまして、パートナー

シップ宣誓制度の導入につきましては、県民の理解と市町村の協力が重要でありますので、引き続き、当事者の方々の御意見を伺うとともに、市町村ともしっかりと議論してまいります。

**○前屋敷恵美議員** カミングアウトできない、そういう方々も確かにたくさんおられるわけですから、そういう人たちの相談窓口になれるような宣誓制度をまずつくる。そのことも、そういう人たちを包み込む大きな役割を果たすということになると思いますので、ぜひ積極的な取組をお願いしたいと思います。

札幌地裁は、「同性婚を認めないのは憲法違反」という画期的な判決を出しました。まさに性は多様であって、それは自然なことです。誰もがお互いを認め合い、尊重し合って自分らしく生きていける社会、そして宮崎県にするためにも、県が率先して行動することが重要です。それが県の果たすべき役割だと、このようにも思います。ぜひ、早い時期にパートナーシップ制度の導入を図られることを、重ねて要求しておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、次に参ります。環境対策、環境問題について伺います。

廃棄プラスチックのリサイクルを進める「プラスチック資源循環促進法」が、今年4月1日にスタートいたしました。便利さが追求され、私たちはペットボトルをはじめ、ありとあらゆるプラスチック製品を使いながら生活しております。そして、その処分においては、地球温暖化をはじめ海洋汚染に至るまで、地球環境を破壊しかねない原因の一つとして深刻さを増しております。

環境対策は今、この10年が勝負だ、このよう

に言われております。プラスチック資源循環促進法の内容、自治体や事業者の果たす役割など、どのように位置づけられているのか。そして、どのような効果を上げようとしているのか。環境森林部長に伺いたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** プラスチック資源循環促進法は、これまでもリサイクルされてきました、食品容器やペットボトル等に加えて、スプーンやヘアブラシなどの幅広いプラスチック製品を資源として循環させることを目的としており、製品の設計・製造から販売、使用後の分別回収やリサイクルに至るまでの各段階において、事業者をはじめ、消費者や自治体などの各主体が果たす役割を定めております。

この中で、事業者については、過剰な包装を控えることや素材の切替えにより、プラスチックの使用量を削減するほか、製品の回収や再資源化に率先して取り組むことが求められております。

また、自治体については、市町村には、家庭からのプラスチックごみの分別回収や再商品化等が、都道府県には、市町村への情報提供や県民、事業者への普及啓発等が求められているところであります。

これらの取組により、プラスチック資源の有効活用が図られるとともに、海洋プラスチックや気候変動問題等の改善にも寄与することが期待されているところであります。

**○前屋敷恵美議員** 私たち消費者は、家庭から出す資源ごみの分別にかなり神経を使いながら、仕分けをしております。それは、焼却によるCO<sub>2</sub>の排出を抑えたいとの思いがあるからです。自治体によって分別収集の程度の差はあるものの、分別して出しても、焼却処分に回さ

れるものがあるという声も聞きますが、そうであると、本当にむなしさを感じます。これは分別の努力を無にするものだというふうに思うからです。

これまで、県内におけるプラスチック資源の循環・リサイクルがどの程度実行されているのか。また、どのようなものにリサイクルされているのか伺いたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県内のリサイクルの現状については、家庭からの可燃ごみに含まれるプラスチックごみの排出量の把握は困難であります。このようなものを除いて、令和2年度実績で約9,500トンのプラスチックごみがリサイクルされております。

また、家庭から排出されたプラスチックごみのリサイクル製品の例としましては、ペットボトルについては、卵パックや食品トレイ、また、エコバッグや衣類等を作る樹脂繊維があります。さらに、その他のプラスチックごみについては、ゴミ袋や園芸用のプランター、化石燃料に代わるプラスチック固形燃料などにリサイクルされているところであります。

**○前屋敷恵美議員** 自治体が民間業者に売却したプラスチックごみの行方がつかめない、どのように利用、処分されているか分からないというふうに聞きます。資源の分別が最終的に環境保全に活かされているのかどうか、全く心もとない話だというふうに思います。単に燃料として焼却されているのではないかと考えると、これは何とかしなければと、消費者の私も本当に焦りさえ感じます。ぜひ、自治体もこの立場に立って、プラスチックごみの最終処分をしっかりと見届けられるシステムをつくっていく努力をしていただきたいと思うところです。

日本は、国民1人当たりのプラスチックごみ

の排出量が、アメリカに次いで世界第2位です。陸から海に流れ込んだプラスチックごみによる汚染を抜本的に解決するためにも、日本は積極的な役割を果たさなければなりません。もはや、義務的役割だというふうに思います。そして何より、今後必要なことは、廃棄するプラスチック対策を強化すること、廃棄するプラスチックごみを減らすことです。

宮崎県のプラスチックごみの量を見ても、この1年間で304トン増えています。そのうち、ペットボトルが202トンです。全国的にもペットボトルや包装容器の排出量が増えています。

プラスチックの焼却は、化石燃料を燃やすことと同じで、CO<sub>2</sub>の排出により、地球温暖化へ深刻な影響を与えます。焼却中心主義から脱却して、プラスチックごみを出さない、抑制するシステムの確立がどうしても必要です。プラスチック製品の大量生産、大量消費、使い捨てという経済社会の在り方そのものの転換が求められているというふうに思います。これは、国の大きな施策の一つに位置づけなければなりません。各自治体も、こういう立場に立つことが必要だというふうに思います。生産企業の責任を問うことはもちろんのことですが、私たち消費者の生活スタイルを変えることも必要だというふうに思います。まずは、マイボトルの徹底など、努力すればできることから始めることが必要かというふうに思います。

待ったなしの気候危機打開に向けた取組を本腰を入れて進めること、県行政も積極的な役割を果たしていただくよう、強く求めておきたいとします。

では、最後になりますが、障がい者の選挙に関わる改善要求についてお伺いいたします。

参議院選挙が間近です。本県のこれまでの選

挙における投票率の低さは、改善の余地を大きく残しております。全ての有権者が直接政治に関われる唯一の権利が1票の投票権です。有権者が自らの意思に基づいて判断し、期待する候補者に投票する。その際の判断材料を、各候補者や政党は責任を持って提供する。あわせて選挙管理委員会は、全ての有権者が棄権することなく投票に赴けるよう、その啓発活動とともに、遅滞なく投票が行われるようにすることが求められているというふうに思います。

先日、障がい者団体の方々が、選挙に関してのアンケートに基づいて、選挙公報や投票所の環境改善などについての要望を出しておられます。参議院選挙を前にどのような改善策が図られるのか、選挙管理委員長にお答えいただきたいとします。

**○選挙管理委員長(茂雄二君)** 障がい者団体からの要望といたしましては、例えば、「各投票所での対応にばらつきがあるので統一してほしい」ですとか、「代理投票において、投票の秘密が守られるよう十分配慮してほしい」「投票所のバリアフリー化を進めてほしい」などの御意見があり、各項目について意見交換を行いました。

このうち、代理投票におけるきめ細やかな対応や投票所のバリアフリー化等につきましては、国政選挙の際に総務省からも通知されており、市町村にお示ししているところではありますが、今回寄せられた要望等につきましても、投票所運営の参考としていただくよう、参議院選挙に向けた説明会で説明を行い、市町村との情報共有を図ったところでもあります。

また、投票所のバリアフリー化等の対応につきましては、選挙執行の交付金の対象ともなりますことから、今後とも市町村に対し、投票し

やすい環境の整備を促すとともに、必要な情報提供を行ってまいります。

**○前屋敷恵美議員** 障がいを抱えておられる皆さんの要求は、今、委員長も申されたように、様々ございます。段差の解消。地方選挙でも点字訳や音声訳の広報が欲しい。自前の点字版を持ち込んで使用したい。床面に誘導矢印を貼るなど知的障がい者でも分かるようにしてほしい。先ほどおっしゃいましたけれども、こうした対応について、投票所によって対応が異なるようにしてほしい等、そういう様々な要求は、当事者や御家族でなければ分からないことばかりです。県選管が各市町村に要望の内容を伝えて、課題を共有して改善を図る、こういう立場は分かりました。その際、課題によっては財源を必要とする場合もありますので、バリアフリー化などに対する財政措置があるとのことですが、ぜひ、様々な課題に対応できるような財政措置も併せて強めていただきたい、このように思うところでございます。

障がいを抱えた皆さんが、よりよい社会の実現のために1票を行使して、積極的に社会に参画していく。障がい者の皆さんの有権者としての投票権を保障するものとして、さらに投票しやすい環境をぜひ整えていただきたい、このように思うところでございます。よろしく願いいたします。

時間が参りました。まだまだお話ししたいことはあったんですけども、今日はこれで一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○中野一則議長** 次は、坂口博美議員。

**○坂口博美議員**〔登壇〕(拍手) 一般質問を行います。

室町時代中期に発生した応仁の乱において、

西軍を率いた守護大名の山名宗全は、別名を赤入道とも呼ばれたように、大変直情的で勇猛果敢な親分肌の武将でありました。東軍を率いた細川勝元が陰謀を巡らせて野望を遂げようとする武将であり、かつ名門の出であったと言われるのとは、全く対照的な人物であったようであります。そしてまた、闘争的、実力主義的な性格をむき出しにして、真っ正直に自分のやり方を押し通していく宗全の武勇は、天下に広く知られるところでもあり、その剛毅な性格で、場合によっては将軍に対してさえも直言をはばからなかったとも言われております。

応仁の乱は、足利義政の後継者争いを発端として、諸国の守護大名が2つに分かれて争った戦いであり、戦国時代の幕開けとなったとされる戦いですが、その戦いの最中に宗全を訪問した1人の公家が、前例を引き合いに出して「そのような例は過去にはない」といさめたところ、その公家に対し宗全が、「およそ例という文字をば、向後は時という文字にかへて御心得あるべし」と言ったとするエピソードが、室町時代末期の書「塵塚物語」に残されております。

今の言葉で言うと、「これからは例という文字を時という文字に置き換えることを心がけるべきです」つまり、過去の例にとらわれずに、今後は、そのときに応じた対応をなすべきであるということであろうかと思えます。

そして、さらに続けて宗全は、「そもそも公家であるあなたが、身分の低い武士である私と対等の立場で話をしている。先例に従えば、これこそおかしいことではありませんか」と続けたそうであります。

さて、2020年に国内では初確認となった新型コロナウイルスは、2年を経過する今もなお、私たちの

暮らしに大きな影響を及ぼし続けており、これが封じ込め対策として、当初は、早期収束を目指し、例えば経済活動では、アクセルよりもむしろブレーキを優先することを選択しがちであった対応も、今ではアフターコロナ、ポストコロナなどとコロナとの共存をうたいながら、何とかして経済を回し続けんとする、行政が言うところの「新たな生活様式」へとシフトしようとしております。

そしてまた思いますに、これからは、現在の社会的距離確保の考え方、つまり、心理的なものまでも含んで距離を取ることで、社会的孤立を生じさせることにもつながりかねない、いわゆるソーシャルディスタンスから、物理的な距離を取りつつも、決して人と人との絆を断つことのない、言わばフィジカルディスタンスへと変えていかねばなりません。つまり、新型コロナによって変わってしまうであろうことや、苦痛を伴ってでも変えねばならぬこともありましょうし、逆にまた、これだけは決して変えてはならないということだってあるはずであります。私たちは、これらをしっかりと見極め、これからのあるべき姿や進むべき方向を見いだし、そして、そこを目指さねばなりません。

また、当然ながら、そのような時代には、これまでの生き方や考え方などがそのまま通用するべくはなく、まさに宗全の言う、先例にとらわれず、そのときその場に即応した臨機応変な考え方や行動が、今こそ求められていると思います。

そのような中、岸田総理が掲げる、「成長と分配の好循環」をコンセプトとした「新しい資本主義」の実現に向け、そのグランドデザインと実行計画が取りまとめられ、今月7日に決定したところであります。そしてそこには、新自

由主義的な考え方をベースとした経済効率性の追求によって生じた、経済的格差の拡大、気候変動問題の深刻化、過度な海外依存による経済安全保障リスクの増大、過度の東京一極集中による都市と地方の格差などの弊害が大きな社会問題となっており、これらの弊害を是正し、持続可能な経済社会を構築するために、官民が連携した「成長と分配の好循環」を実現させることが「新しい資本主義」の目的であると記されております。

具体的には、日本経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくために、「人への投資」「科学技術・イノベーションへの投資」「スタートアップへの投資」「脱炭素化及びデジタル化への投資」の4つに投資を重点化するとともに、最低賃金の引上げ、介護・障がい福祉職員や保育士等の処遇改善、資産所得倍增プランの策定など、成長の果実を適切に分配につなげていくことが記されております。

ただ、この時点でマスコミ報道を見ると、その評価はいろいろであります。同じ日に閣議決定された、令和5年度の予算編成に向けた経済財政運営の指針である、いわゆる「骨太の方針2022」においても、新しい資本主義に向けた対応が具体的に記載されておることから、早ければ、7月の参院選後にも打ち出されると言われている経済対策の中にも盛り込まれるのではないかと考えております。

そこで、知事に「例という文字を時という文字に変えるべし」とする宗全の諫言に係る所感をお尋ねし、「新しい資本主義」に対してどのような評価をお持ちか伺い、壇上からの質問といたします。

以下、質問者席から行います。〔降壇〕（拍手）

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えしま

す。

まず、山名宗全の諫言に対する所感についてであります。

我が国は今、長引く新型コロナのパンデミック、さらには冷戦後に築かれた国際秩序が大きく揺らぐ状況にありまして、急激な社会経済の変化、不安定化に直面しております。これまでの常識では予測不可能な時代に突入したものと考えております。

また、これからのポストコロナ社会に向けましては、大都市集中型から地方分散型の社会構造への転換をはじめ、デジタル化の加速や、ゼロカーボン社会づくり、人々の価値観や行動の大きな変容などへの対応も必要となるなど、時代はまさに大きな転換期にあるものと考えております。

このような中におきましては、前例にとらわれることなく、課題の本質をしっかりと捉え、議員御指摘のように、変えるべきことと変えてはならないことをよく見極めて、自らの経験と判断で未来を切り開いていく実行力が求められているものと考えております。議員から御紹介がありました山名宗全の言葉は、まさにそうした取り組むべき姿勢を表しているものと考えております。

次に、「新しい資本主義」についてであります。

「成長と分配の好循環」によって、格差の解消や気候変動問題等に対応しながら、持続可能な経済をつくり上げていこうとする考え方には、私も共感するところであります。

先般、その具体的な実行方針となる「骨太の方針2022」が閣議決定されたところですが、人や科学技術、デジタル等への投資による成長戦略に加え、地域公共交通ネットワークの再構築

や、関係人口の創出・拡大といった地方活性化の方向性も示されておりまして、本県が将来に向けた地域づくりを進める上で、大いに期待しているところであります。

また、経済成長を促す一方で、生活困窮者の支援や非正規雇用の賃金格差の是正、子供の貧困の解消などに、成果の果実をいかに適切に分配するかが、コロナ禍で疲弊した県民生活に今、最も求められている重要な課題であると考えております。

私としましても、県内産業の振興に取り組みつつ、社会的に弱い立場にある方々も安心して暮らせる県づくりに、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 変化の大変早い時代でありますので、ぜひよろしく申し上げます。

コロナ後の県民生活について、今一番重要だと答えられた生活困窮者の支援などについて、閣議決定された骨太方針の内容は、閣議持込み前の総理発言などより後退しているのではないかとありますが、知事の受け止め方をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、今回の骨太の方針においては、成長戦略と比べて、分配戦略の具体性が弱いとの報道がなされていることについて、私も承知しております。

2年以上にわたるコロナ禍により、県民生活は大きく疲弊しておりまして、県では、今回提案しております6月補正予算案において、低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給や、生活困窮者への法律相談事業等を盛り込んだところであります。

今後、孤独・孤立や子供の貧困などの問題の深刻化、長期化が懸念されているところでありまして、自殺対策や生活困窮者支援など、継



続的な対策を講じていく必要があると考えております。

県としましても、生活困窮者など社会的に弱い立場にある方々へのきめ細かい支援に継続して取り組むとともに、国に対して、しっかりと提案・要望を行ってまいります。

**○坂口博美議員** 安心いたしました。山名宗全の言葉を念頭に置きながら、続けて知事に伺います。

申しましたように岸田総理は、市場任せの新自由主義的な考え方が生んだ弊害を乗り越え、持続可能な経済社会を実現するためには、経済社会の変革が必要であるとして、新しい資本主義構想を打ち出しました。現在、県では長期ビジョンの策定が行われており、また年末にかけては、令和5年度の予算編成も行われます。そして何よりも、知事の立場に立てば、あなたは年末の選挙に万全を期さねばなりません。

折りしもそのような中、2年半にも及ぶ新型コロナによる未曾有の被害に加え、ロシアへのウクライナ侵攻による物品の供給不足や価格の高騰をはじめ、広範にわたり、私どもは今、大きな難局に直面しております。これに対応すべく県は、特にコロナへの対応として、新しい生活様式への転換なる考え方を打ち出しました。それは、ウイズコロナ、つまり「コロナと共に」を前提とする生活様式であります。感染症法で5つの類型等に分類されている中で、感染力と重篤性などに基づく総合的な観点から見た危険性の程度による分類で最も危険性の程度が高いとされている、エボラ出血熱やペストなどを指定した1類に次いで危険性が高い、2類と同等の行政的な対応措置が行われているのが、新型コロナ感染症であります。新型コロナは、従来、指定感染症という類型に分類されていた

ものが、令和3年2月に見直され、新型インフルエンザ等感染症という類型に分類されました。もちろん、類型が変わってもその危険性が続くことに変わりはなく、知事は必要に応じ、外出自粛や時短などの生活制限を求める権限を持ち続けることになります。

そのような中での「コロナと共に」ではありますが、では、そのことで、これまでと何が変わるのかを推察するとき、これまでのコロナへの対応の在り方は、「ウイルスを封じ込み排除する」が基本でありました。しかしながら、これからの生活様式では、「ウイルスありきを前提に生きる」が基本となるわけであります。つまり、危険性が大変高い感染症ウイルスと共に生活させることをお示しになったわけでありませぬ。

このような例は、従来の行政には選択肢の範疇になかった全く異次元の方策であります。ある意味でこれは、県民それぞれが自己責任の認識を高めつつ停滞気味の経済を進めていくなど、本来あるべく社会の姿を確立させ、県民生活を前進させるがための知事の英断であろうと考えるところであります。

そして私は、今回の判断のように、その時点での様々な状況に応じ的確に対処するといった弾力的な思想は、対県民への行政サービスの面においても同様に取り入れるべきであると考えます。

困難極まるこの時局を打破し、県民を守り、確かなる本県の未来を築くためには、これまでの例に倣うことなく、全く異次元の発想によるビジョンや施策の打ち出しが急がれると信じております。知事の考え方をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 山名宗全の諫言、御紹介いただきまして、これは大変重要な言葉であ

ると考えております。私も、県政運営に当たりまして、既成概念にとらわれない施策展開が重要であると、常日頃から心がけてきたところであります。

今回の新型コロナ対策におきましては、これまでの認識と異なる、まさに「異次元の発想」に立った対応の連続であります。御指摘にありましたような、県民の皆様に出自粛を求めたり、飲食店に休業や時短要請などを行うというように、その時々局面に応じた柔軟な施策の必要性について、私も気持ちを新たにいたしましたところであります。

特に、これからの10年、20年は、デジタル化の急速な進展や世界人口の増加等に伴う食料、エネルギーの問題、さらには、気候変動に起因する世界的な脱炭素化への動きなど、世の中が大きく変わっていく節目にあると考えております。

このため、今後、新しい長期ビジョンを御提案することになりますが、変化の著しい時代にあっても、県民の暮らしを守ることを最優先として、これまでの例にとらわれることなく、新しい発想に立った施策を構築し、迅速に実行してまいります。

**○坂口博美議員** ぜひ、斬新な感覚で、先を読んだ発想の施政というのを期待したいと思っております。

さて、長引く新型コロナによる厳しい状況が国民生活や経済に多大な影響を及ぼす中、ロシアのウクライナ侵攻などの影響による原油や穀物等の価格高騰により、食料や飼料、半導体原材料などの物資の安定供給が滞り、コロナ禍からの経済社会活動の回復をより一層阻害しつつあります。

この状況に対応していくために、原油価格の

高騰対策、生活困窮者等への支援などを柱とする、事業規模13.2兆円の「コロナ禍における「原油価格物価高騰等総合緊急対策」」が、去る4月26日に関係閣僚会議で決定され、5月31日には国の補正予算も成立しております。

新型コロナに加えてのロシアの蛮行・愚行は、様々な産業はもちろんのこと、国民全てに例外なく痛切な影響を及ぼしており、政治の場に声が届きづらい立場にあり、生活に困窮されている方々に対しては、特段の目配りを忘れないなど、余すところなく有効な手段や支援を講ずべきであります。

本日、一般質問終了後に採決が予定されている、総額50.4億円の補正予算案について、今回の緊急対策のポイントと期待される事業効果につき、改めて知事の考え方をお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回の補正予算は、現在の原油・物価高を踏まえ、当面の対応として、生活者支援と事業者支援の観点から構築しております。

まず、生活者支援に約17億円を計上しております。低所得の子育て世帯への特別給付金の支給や、保育所の保護者への給食費支援などを行ってまいります。また、市町村等と連携して、プレミアム付商品券の追加発行等に取り組みます。

また、事業者支援として約33億円を計上しております。交通・物流事業者や農業者等への燃料・資材等の高騰分の補助、さらに、事業者への電気自動車や省エネ設備の導入支援などを行います。

これらの取組によりまして、生活者や事業者の負担が軽減されるとともに、消費の喚起や生産性の向上が図られ、県民の暮らしや地域経済

を守ることにつながるものと考えております。

ウクライナ情勢を背景としまして、原油価格や物価の先行きは不透明でありますので、今後とも状況の変化をしっかりと見極め、国の対策と連動しながら、迅速かつ適時適切に対策を講じてまいります。

○坂口博美議員 JR問題について伺います。

新型コロナは県内経済に大きな影響を与えておりますが、特にバスやタクシーなどの地域交通にとっての打撃は極めて深刻だと思います。

コロナにより利用者が大きく落ち込んだ状態が2年も続く中での、ウクライナ情勢から来る燃油高騰であります。そこで、その対策とすべく、国においては燃油対策を打ち出し、県においては、交通事業者に対する当面の対策として、今議会にその支援のための補正予算案を上程されました。また、バス路線については、持続の可能性を目指して、県、市町村、バス事業者の間で協議・検討が進められているところでもあります。簡単には解決しない問題ではありましようけれども、何としても地域の足は守らねばならず、総力を挙げて、この困難を乗り越えてほしいと思っております。

さて、現在そうした動きがある一方で、私が最も大きく心配している一つは、JR自体の動きがいま一つ見えないことについてであります。JR九州の令和3年度の営業収支を見ると、グループ全体では39億円の黒字となったものの、鉄道事業は220億円の赤字であります。そして、令和2年度の線区別の平均通過人員を見ると、日南線の油津－志布志間は、豊肥本線の宮地－豊後竹田間に次ぎ、2番目に少ない状況であります。

コロナ後にどれだけ需要が回復するのかにもよりますが、昨年、大雨による土砂崩れで長期

間不通になったことなどを併せ考えるとき、この先どうなるのか、大いに心配であります。路線維持に関する今後の見通しについての認識を、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県におきましては、特に輸送量の少ない日南線、吉都線について、沿線自治体と連携し、利用促進に取り組んでおりますが、人口減少等により大幅な利用者の増加は難しい状況にあり、加えて、コロナ禍による影響を受け、鉄道事業全体が厳しい状況に置かれているものと認識しております。

このような中、JR九州からは、「現在、路線の在り方について具体的に検討をしているわけではないが、例えば日南線の油津－志布志間では、令和2年度の料金収入約2,300万円に対し、運行及び維持管理等の費用が約4億円となっており、今後、災害等があった場合などを考えると、長期的に今の運行形態を維持できるかどうかということについては断言できない」との話も伺っております。

議員御指摘のように、特に油津－志布志間につきましては、線区別の平均通過人員がJR九州全路線の中で2番目に低いということも考え合わせますと、楽観できる状況にはないと認識しております。

○坂口博美議員 日南線や吉都線についてであります。これについては、JR九州が今は具体的な検討はしていないとしても、長期的には楽観できる状態ではないという今の説明、私もそれに同感であります。

もちろん、利用促進の取組が功を奏し、乗車人員が増えれば、それにこしたことはありませんが、現実には、むしろ減少の方向にあります。

また、肥薩線や日田彦山線の大規模災害も他

人事とは言えず、いつかは我が身の可能性も、当然否めません。そう考えるとき、私は将来の様々な状況を想定しておくことが必要であろうと思うのでありますが、長期的な視点からは、日南線や吉都線についてどのように取り組んでいかれるおつもりか、続けてお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 日南線、吉都線につきましては、県と沿線自治体で構成いたします協議会におきまして、団体利用への補助を行うなど、JR九州も巻き込みながら、全力で沿線全体の利用促進に取り組んでいるところであります。

一方で、日南線でありますけれども、近年、JR九州の路線の中で災害発生件数が多い路線でありますほか、特に油津－志布志間につきまして、平均通過人員が非常に少なく、大きな赤字も生じるなど大変厳しい状況が続いております。将来的な路線の維持・存続に対し、強い危機感を持っているところであります。

このため、議員御指摘のとおり、この線区につきまして、被災した際に災害復旧が難しい場合などもあると思われまますので、様々な事態を想定し、どういった対応が考えられるのか、まずは沿線自治体と一緒に研究してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 将来的にはかなり厳しいと思いますので、JR九州、沿線自治体、国、県が一体になって強力に取り組んでいただきたいと思っております。

では、土木工事の在り方について数点伺います。

初めは、宮崎海岸の養浜工事についてであります。この事業は、国の直轄事業として進められておりますが、当現場は、当初の計画が大き

く変更されたり、工事の進捗が遅れたりなどの問題を抱えているやに仄聞いたします。

なお、これらの問題に関しましては、我が党の日高博之議員が、提言などを含め、いろんな視点から質問されるとのことです。私からは重複を避けて、まずこの事業の目的と進捗状況について伺い、あわせて、それに対する県の評価を県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 宮崎海岸の浸食対策として、平成20年度から国で実施している工事は、幅50メートルの砂浜を確保することを目標としており、令和2年度時点の状況は、大炊田海岸で幅約40メートル、石崎浜で約20メートル、住吉海岸で約30メートルとなっております。

国、県、学識経験者等で構成する宮崎海岸浸食対策検討委員会で、これまでに実施した養浜の効果を検証したところ、浸食の進行は抑制され、一定の効果は見られるものの、先ほど申しましたとおり、目標には達していない状況にあります。

このため県としましては、宮崎海岸の浸食を防止するためには、効果的な養浜に加え、残る突堤の整備が必要であると考えております。

**○坂口博美議員** それでは、この事業で、養浜のためにこれまでに投入した土砂の累計について、お伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 国が直轄事業として、浸食対策に着手した平成20年度から養浜のために投入された土砂量は、令和2年度までの累計で約167万立方メートルと伺っております。

**○坂口博美議員** では、平成20年度から令和2年度までの宮崎海岸全体の土砂量というのは、年平均でどのように変化しているのか、続けて

お尋ねいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 宮崎海岸の砂につきましては、養浜により供給される土砂とは別に、河川から流れてくる砂や、波浪により流出する砂などがあります。これらを含めた宮崎海岸の土砂変化量は、平成20年度から令和2年度までの年平均で見ますと、大炊田海岸、石崎浜及び住吉海岸を対象としたときに、約9万立方メートルが減少しております。

**○坂口博美議員** となりますと、この12年間で108万立米が減少したということになるかと思えます。河川からの流入分もありますし、正確な収支計算は困難ではありますが、投入した167万立米のかなりの量が沖に流されたまま戻ってきていないということになります。私は、その原因として、土砂の比重や粒径と、流出した土砂の堆積場所との関係、そして、それらと波の運搬エネルギーによる流出した土砂の再移動の可能性や不可能性などとの間には、何らかの相関があり、現在のような状況になったのだと考えております。

県土整備部長に、養浜材として細粒土類を用いた場合の問題について伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 養浜材にシルトなどを多く含む土砂を使用した場合には、粒径が非常に小さいことから、土砂の流出や海域の濁りの原因になると考えられます。

このため、養浜に当たっては、できるだけ細粒分の少ない養浜材料を選定することが効果的と考えております。

**○坂口博美議員** では、ここで教育長にお尋ねいたします。

今、県では、次期国体の漕艇競技場として新富町の入り江を使用すべく、そのしゅんせつ工事を計画されているとのことでもあります。そし

て、今回の計画は、この堆積土を除去する工事となることではありますが、どの程度の量の土砂を、どのようにして処分されることになるのか、お尋ねいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 富田浜のしゅんせつにつきましては、令和9年に本県で開催されます国民スポーツ大会のボート競技会場の整備として実施するものであります。現在の計画エリアをしゅんせつするに際し行いました測量調査及び底質調査の結果によりますと、土砂量は約11万立方メートルが見込まれ、土質につきましては、粘土質が60%以上の粒子の細かい土砂であることが確認されております。

これらのことから、しゅんせつや処分の方法につきましては、土砂量の削減や砂質系の土砂への転換が図られるよう、しゅんせつエリアの見直しも含めまして、環境への影響にも配慮した適切な方法を、今後検討してまいります。

**○坂口博美議員** しゅんせつ工事そのものは何ら問題はないと思いますが、問題は、しゅんせつ土を養浜材として利用する計画にあります。

県土整備部長の答弁では、シルトは養浜材として問題ありということでもあります。粘土となると、シルトより粒径が小さいわけではありますが、シルトや粘土などの細粒分を60%以上も含んだ土砂となると、その処分には課題もたくさん出てこようかと思われまますので、万全を期した検討をお願いいたします。

次に、昨年9月16日に発生した内海地区の台風災害について伺います。

この災害では、9月20日には、国土交通省により現場への重機運搬が始まるなど、機敏な対応がなされ、崩壊面積1万9,400平米、流出土砂2万3,000立米という大規模な災害であったにもかかわらず、10月20日には国道220号の通行が可

能となりました。

ところで、その後の工事についてであります。これについては、県の環境森林部において工事の発注手続がなされました。実は、私はこの現場を崩土除去後に3回、車中から目視をしておりますが、県が復旧工事を予定している部分の外側にも、崩壊の危険をはらんでいるのではと思えるような部分があり、このままでは、また同様の災害が発生するのではないかとの大きな懸念を持ったのであります。

この工事を国の直轄事業とせず、環境森林部が実施されるに至った理由は何なのか。また、県の設計に問題はないのか、工事の概要と併せ、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** この災害は、山腹斜面の崩壊土砂が国道や鉄道に堆積したことから、被災直後に国土交通省が、土砂を除去する応急工事や地質調査ボーリングに着手したところであります。

一方、山腹斜面の本復旧に向けては、国道等の施設区域外であることから、県では、治山事業での復旧も視野に、関係機関と意見交換を行ってきたところであります。

こうした中、国土交通省の直轄事業では、用地買収により着手までに時間を要することから、地権者からの用地提供などにより、比較的早期に着手が可能な治山事業に取り組むこととし、その事業規模等を考慮して、林野庁直轄ではなく、県の事業として実施することといたしました。

また、当初の復旧工法は、斜面の安定を図るのり砕工などでありますが、国土交通省から提供を受けた地質データ等に基づき、同じ路線の国道災害も参考にしながら、林野庁と協議した概略設計であったため、発注のための詳細設計

では変更を見込んでいたところであります。

**○坂口博美議員** 詳細設計のときに変更しようということ、当初から見込んでいたという説明でありましたが、何がどう変わるようになるのか、そして、事業費についてはどうなるのか、引き続きお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 林野庁から事業の採択を受けた後、斜面全体の状況をより詳しく把握するため、調査ボーリングなどを追加し、詳細設計を行ったところであります。

その結果、崩壊していない斜面上部が不安定であることや、斜面中腹部に脆弱な土質があることが判明したため、施工区域が広がるとともに、のり砕工の補強として、鉄筋挿入工やアンカー工等の追加が必要となりました。

さらに、斜面に残る不安定土砂の除去などの応急工事や、本復旧工事に必要な資機材搬入路の仮設踏切など、当初計上していなかった工種の追加を含め、改めて積算した結果、当初の9億円から18億9,000万円に、事業費が増額となったところであります。

**○坂口博美議員** その前の答弁で、林野庁と協議した概略設計だったと。それで、詳細設計のときには変更することを見込んでいたということでもありますので、もう早い時点で、変更の必要性というのが分かっていたということであろうかと思えます。

今発注されている事業についての事業名と、追加工事として予定されている事業名について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 当初は、災害関連事業により復旧する予定でありましたが、事業費が増額となったことから、増額分については、林野庁に協議し、後継事業である通常の治山事業による復旧を承認していただいたとこ

るであります。

現在発注している事業名は「災害関連緊急治山事業」で、斜面上部から中腹部までを施工いたします。また今後、通常の治山事業として予定している追加工事の事業名は「緊急総合治山事業」で、中腹部より下を施工することとしています。

**○坂口博美議員** それでは、答弁にあった災害関連事業と通常治山事業とでの、国と県の事業費負担の違いについてお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 災害関連緊急治山事業の国の補助率は3分の2で、県費負担は3分の1となりますが、地方交付税で措置される分を除くと、実質の県負担割合は16.5%となります。

また、緊急総合治山事業の国の補助率は2分の1で、県費負担は2分の1となりますが、同様に、実質の県負担割合は35%となります。

このため、今回のように2つの事業を組み合わせ実施した場合は、仮に全ての復旧を災害関連緊急治山事業で実施した場合に比べ、実質の県費負担が約1億8,300万円増加することとなります。

**○坂口博美議員** 設計変更の必要性は早くに分かっていたということでもあります。でしたら、なぜ1億8,000万円余りもの県費負担増につながるような計画書を提出されたのか伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 国への災害関連緊急治山事業の申請手続期限は、災害発生後、1か月以内となっておりますが、今回の場合、県による治山事業で本復旧を行うという方針の決定が申請手続期限の直前になったことから、限られた時間の中で、国土交通省から提供を受けた地質データなどを参考に概略設計を行い、申請せざるを得なかったところでありま

す。

その後の詳細設計で事業費が大きく増加した要因としては、施工範囲の拡大や仮設工事費の増加などに加え、申請時における地質データの不足もあったものと認識しているところであります。

**○坂口博美議員** そういったのが理由であったとするならば、まず調査設計の経費を申請して、しっかりした設計ができた上で、改めて本復旧工事費の申請をすべきではなかったのかなと思います。環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 議員御指摘のとおり、年内であれば、調査設計と本復旧工事を分けて申請することが可能であります。

今回の災害は、国道の応急工事が行われていたことや、また、その後、鉄道の復旧工事が予定されていたことから、調査設計の着手時期がいつになるか見通せず、その後の本復旧工事の申請となりますと、期限内の申請は困難であると判断したところであります。

**○坂口博美議員** 一つには、概略のお金を請求しなさいと、災害現場の査定はいたしませんというのがあるから。でも、これは少し悪知恵の類いに入るかなと思います。ここらをかいくぐるのはですね。

そうなりますと、今回の災害というのは9月の発生でありました。仮にこれが6月の梅雨時期などの早い時点の災害であったのなら、期限内申請はどうだったのか、引き続いてお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 今回の災害が早い時期であった場合は、調査設計と本復旧工事を分けて年内に申請ができたと思われま

**○坂口博美議員** では、同じ豪雨災害でありな

がら、発生日の遅速によって補助率3分の2の事業が認められたり、あるいはそうでなくて、2分の1の補助率しか認められなかったりするなど、災害関連事業の申請手続には大きな問題があります。改善を検討するよう国へ要望すべきだと思いますが、知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 一連御質問いただいております、宮崎市内海地区の大規模な土砂災害であります。県民生活や地域経済に大変甚大な被害を及ぼし、その後、国土交通省やJRの速やかな対応により、早期の通行再開を果たしたところであります。県としましては、一刻も早い斜面の本格復旧に向け、取り組んでいるところであります。

この災害関連事業につきましては、災害発生の単年度に緊急に復旧するための事業であります。今回の災害のように、被災の程度によっては、申請時における十分な調査が実施できず、短期間で現場条件に応じた事業計画を立てることが困難な場合もありますことから、被災後、速やかに事業計画書を提出しなければならないという一律の運用がなされている現在の申請手続には、実情に合わない問題があると感じております。

このため、県としましては、災害関連事業の実施に当たりまして、被災の状況に応じて申請時における十分な調査が実施できるよう、申請期間に配慮することや、復旧に必要な予算を柔軟に配分することなど、国へ要望してまいります。

**○坂口博美議員** ぜひ、よろしく申し上げます。豪雪地帯の雪による被災というのは、2月、3月なんですよ。とても間に合わない。だから、ここは、雪解けを待つて発生日と解釈するという運用がなされています。これは、か

なり理不尽だと思いますので、早急に是正させるべきであります。

次に、令和4年度予算の中にある、畜産振興課が事業主体の「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業」と、漁業管理課が主体となる「海藻等養殖生産安定化緊急対策事業」のそれぞれの目的及び概要についての説明と、海藻等養殖生産安定化緊急対策事業を補正予算で計上した理由について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業」は、水産業や施設園芸との連携により、畜産バイオマスの利用拡大を図るために取り組むものでございます。

当初は、本事業の中で、海藻養殖等における海洋施肥について検討することとしておりましたが、安全で効果的な海洋施肥を行うためには、その前提として、栄養強化材の選定や施肥の方法などについて、より広く、水産業の専門的な見地からの検討や実証が必要となりました。

このため、今議会をお願いしております「海藻等養殖生産安定化緊急対策事業」により、海域への効果的な栄養分の供給に関する調査や検討、実証を行うとともに、この事業で、不作が続くワカメ養殖の生産性の向上を図ってまいりたいと考えているところです。

**○坂口博美議員** 海藻等養殖生産安定化緊急対策事業で、海域への栄養分の供給を緊急に行う必要があるとのことですが、どのように取り組むのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** ワカメ養殖等の生産性の向上について、早急な対応を求めます生産現場からの強い要望にも応えるため、本県海域に適した栄養強化材の種類及び使用方法



の選定に当たりましては、他県の先行事例も参考にして効果等の試験、研究を行うことにより、これらに要する期間の短縮を図ることとしております。

また、ここで得られました知見について、生産現場における海洋施肥の実証を早急に行い、これにより得られた成果を広く普及することで、ワカメ養殖等の生産量の向上と安定化を図ってまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 具体的には、閉鎖された空間での実証実験、試験ということになると思いますが、陸上での海況の再現というのは、極めて困難と。不可能と言っていいぐらい複雑です。そういったことを思うとき、栄養強化材の選定、あるいは施肥技術については、むしろ三陸海岸や鳴門、さらには徳島などの先進地で相当な知見を持ち、既に現場での活用も長いものがあります。緊急性を考えてのこの時期の補正でなくとも、それら先進地に学ぶ方法もあったのではないのかなと考えなくもありません。

ただ、その一方では、今回、畜産サイドではなく水産サイドが主体となることで、水産的視点が色濃く出せるのではとの期待を高めたところではあります。例えば畜産からいくと、ふん尿をどう処分するか、その消費先を拡大するという観点から進んでしまう。水——魚屋さんからいくと、何が一番いい材料なのか。それは魚類の残渣なのか。それとも落ち葉とかの腐葉土なのか。そちらから、一番いいもの探しから始まります。だから、この違いは大きいと思うんですね。そういう意味じゃ、歓迎して期待を高めているところではあります。

ただ、ワカメにせよ、カキにせよ、漁獲期が冬場の短期間に限られること、さらには、本県のように大変長い海岸線を持ちながら、特に砂

浜海岸での資源不足は深刻であり、夏場対策と併せ、大きな課題だと考えます。水産サイドにさらなる奮起を求めます。

次に、消防指令業務の共同運用化について伺います。

近年の災害は頻発化、激甚化しており、先ほど扱いました内海地区の土砂崩壊は、誠に身近な例であり、それらの存在を改めて認識させる出来事でありました。

また本県では、南海トラフ地震の発生も危惧されており、これらの大規模災害に備えた全県的な消防の連携及び消防力の強化は、重要な課題となっております。そういった中、市町村においては、人口減少・高齢化社会の到来などを見据え、消防指令業務の共同運用化についての検討を、ここ数年にわたり重ねていると伺っております。

今般の状況から、共同運用の実現に大きな期待を寄せるのでありますが、これを進めるためには、各消防本部が個別に行っている指令業務を一元的に行えるシステムに変更する必要があり、それには相当な経費を要すると思われ、大変気になっております。見込まれます費用について、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 県では、消防指令業務の共同運用化に向けた協議を行ってまいりました、県内消防長などで構成されます「宮崎県域消防指令業務共同運用検討委員会」での議論を加速させるため、令和3年度に、初期整備に要する費用の試算を行い、県内市町村に提供したところです。

それによれば、消防非常備4町村を含め、消防指令業務に関するデジタル無線設備・局などを全て更新した場合に必要な経費は、最大で96億円程度となっております。ただし、既存

の通信設備を活用することなどにより、20億円程度の減額も可能と考えております。

なお、共同運用化に要する費用には、緊急防災・減災事業債を活用することができ、7割が交付税で措置されますことから、市町村の実負担額は、最大で29億円程度になるものと推計しております。

○坂口博美議員 今、市町村では、県とともに、これまで共同運用化に向けた協議を重ねていて、9月にはこれへの参加合意が交わされる予定だとも聞いておりますが、共同運用化に向け県が果たすべき役割について、その根拠と併せ、危機管理統括監に再度伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 消防は、消防組織法第6条におきまして、市町村の責任とされておりますが、同法第29条第4号において、消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項は都道府県の所掌事務と規定され、必要に応じ、独自に指導したり、財政上の援助をしたりできるとされております。

また、消防組織法第33条及び「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、県が策定しました「宮崎縣市町村消防広域化推進計画」におきまして、県は、県民・関係者等への情報提供や啓発活動、消防の連携・協力の実現のための協議等への積極的な参加などの必要な援助のほか、市町村からの求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うこととされております。

○坂口博美議員 共同運用化というのは、県にとっても市町村にとっても大変有効な取組であります。それを望みつつも、財政状況からいま一歩踏み出せない自治体もあるやに聞いております。

先ほど、県の役割について、消防組織法によ

り財政上の援助をすることができるとの答弁がありました。そうであれば、そのための事業費として、国から県に対して何らかの措置がなされているかと思えます。総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 市町村の消防広域化に係る県の取組に対しましては、普通交付税と特別交付税に、それぞれ措置が講じられております。具体的には、普通交付税では、消防広域化を推進するための協議会への参加などに必要な経費が措置されております。また、特別交付税では、県が定めた消防広域化の推進計画に基づき、市町村に対して補助金、交付金等を交付した場合には、その額に0.5を乗じた額が県に対して措置されることとなっております。

○坂口博美議員 そうでありますなら、例えば、このいただける交付金を一つの金額算定のための目安とするか、何らかの参考としても、市町村の財政負担について応分の支援を行って、後押しをすべきだと考えますが、これについては、知事の考え方をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） この消防指令業務の共同運用化は、消防救急及び災害対応力の強化だけでなく、過疎化や少子高齢化の進む本県において予想されます南海トラフ地震への対応や、救急業務の増加、また、現場で活動する消防職員の確保という課題の改善につながるなど、将来にわたる県民の安心・安全な暮らしを守り支える上で、非常に重要な取組であると考えております。

このため、県ではこれまで、「宮崎県域消防指令業務共同運用検討委員会」における協議にオブザーバーとして参加し、助言や整備費用の試算結果を提供するなど、議論の後押しを行っ

てまいりました。

また、今後、県内消防本部や消防非常備町村を個別に訪問し、システムの構築やスケジュール、参加するに当たっての懸念等について、聞き取りや意見交換を行うこととしております。

あわせて、1つでも多くの市町村が共同運用化に参加できるよう、県として一定の財政支援を行うことを検討し、共同運用化の実現に向けて、しっかりと後押しをしてまいります。

**○坂口博美議員** 県の事務、そこら辺に対しての財政支出が多端な折、なかなか大変だと思いますけれども、これは、やっぱり大変重要な事業だと思いますので、ぎりぎりの判断をしていただいて、時間もありませんし、まとめていただければなと願っております。

続けて、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税の理念は、第1に、国民が税と生活の関わりに高い認識を持つことで、納税に対する意識の向上が図れること、第2に、自分が支援したいと思う地域を自分で決めて支援できること、第3に、自治体が自分たちの取組をアピールすべく、自治体間の競争力を高めることであります。

しかしながら、現在のふるさと納税制度は、今申し上げたような理念からははるか程遠く、別の姿に見えます。確かに、地元の特産品を返礼品とすることは、地域の特色をアピールできる方法であり、財政難に陥った自治体の返礼競争への傾倒を批判することには大きな抵抗が、私にもなくはありませんが、税の本質は公平性、中立性、継続性であります。寄附者が高所得者であるほど、税の控除額が大きく、かつ自己負担なしで多くの返礼品を受け取ることができるため、所得との逆進性が生じることになり、公平性の観点から問題があります。

また、ふるさと納税の返礼行為は、返礼品が当該返礼品の市場の需給に影響を及ぼすことは否めず、税制の存在が経済活動に影響を与えないことを目的とすべく、中立原則に沿わない行為でもあり、極めて大きな問題があると考えます。

さらに加えるならば、毎年のように総務省のルールを守らない自治体が存在し、時には国と地方の裁判にまでたどり着くという、誠にもって嘆かわしい例すらあります。そのような現実の下で、果たしてこの制度そのものがいつまで続くのか、いや、続けさせるべきなのかなどの、税の継続性に係る私の疑問というのは消せないであります。ふるさと納税制度に対する知事の所見をお聞かせ願います。

**○知事(河野俊嗣君)** ふるさと納税制度は、いわゆる「ふるさと」に対し、貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設されたものであります。この「ふるさと」というのは、極めて幅広く捉えられているものであります。その積極的な活用によりまして、地域に対する関心や愛着を深めるとともに、直接の経済効果もありますし、交流人口拡大等のきっかけとして、地域活性化や人口減少対策に資するなどの効果も見られるところであります。

その一方で、ただいま議員からも御指摘がありましたように、公平性、中立性、継続性の観点において、様々な指摘があることも承知しております。特に、継続性につきましては、経常的な収入ではない寄附金に過度に頼ることは、安定的かつ継続的な行財政運営への影響も懸念されるところであります。

そのような中、国においては、返礼品の問題などに対応するための制度改正が行われている

ところでありまして、自治体においても、制度趣旨を踏まえた節度ある運用に努め、制度の健全な運営や発展につながるよう取り組んでいくことが必要であると考えております。

○坂口博美議員 せんだって改正された、返礼品に係る改正ですね。これは、1つには地元産品という定義が示されました。もう1つには、寄附額の3割以下が返礼できる割合の上限が示されました。

ただ、そこで問題なのは、やっぱり逆進性。これを抑制するためには、上限規制というのが一つあるんじゃないかなと。1人の方が年間に受け取れる上限は幾らまでだと。そうすると、自分の損得探しというのは、ある意味、抑制されるのかなという気がしております。

そういった意味も含めてこの制度は、申し上げましたように、大変いい制度だと思うんですね。だから、このいい制度を継続させなきゃならんと思っております。そのためには、何と云っても、やっぱり国民の支持に対しての評価、これを高めるということが今、本当に、ある意味風前のともしびみたいな危機的環境の中にもあろうかと思っておりますので、ぜひ、これについての問題点の改善方を検討していただくよう、知事の所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおりであると考えております。この制度が目指すべき様々な課題というものの、その実現に対して必要な制度であるということも認識をしつつ、一方で、制度設計に当たって、今後様々な課題もあるところでもあります。私も、担当局長や課長とも常々意見交換をしているところでありまして、全国知事会等も通じながら、しっかりと制度の健全な運営発展につながるよう、今後とも、地方としてもしっかりと議論し、また実践してまい

りたいと考えております。

○坂口博美議員 どうもありがとうございます。質問を終わります。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時40分休憩

---

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 県民の声、井上紀代子です。傍聴いただいている皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

ロシアのウクライナ侵攻。地球という星の良識の府であるはずだった国連の常任理事国による他国侵攻は泥沼化し、長期戦になると見込まれています。私たちは、ウクライナの惨事を見るにつけ、何とかならないものかと心を痛めています。しかし、今の状況となつては、誰も、どこの国も止める力を持っていないのです。

先日の報道では、ロシア側から北方領土周辺海域での漁業協定の停止が発表されています。現在は、この協定に係る漁期ではないことから、実害はない状況ですが、この国が私たちの隣の国であるということを、常に緊張感を持って頭に置いておく必要があります。

一方、「もっと多くの武力を」と叫び続けるゼレンスキー大統領の頭には、青い空と真っ黄色に輝く小麦畑は、もう浮かんでいないのではないかと思います。兵器で踏み荒らされた畑を元に戻すには、多くの多くの時間が必要となるでしょう。さらに、我が国の経済に目を向けま

すと、この4か月に及ぶウクライナ侵攻と、2年半近くに及ぶ新型コロナ禍の直接的な影響をまず考えます。しかしながら、そのはるか前の2013年、日本銀行がデフレ経済の脱却を目指し導入した異次元緩和施策は、9年目を迎えても、目標の物価上昇の2%は超えたものの、労働賃金はいささかも上がっておらず、そもそも物価上昇を指標値とした単純な経済政策が正しかったのかという疑問すら浮かんできます。

特に、物価高騰については、いつまで続くのか、まだ高騰するのか。先が見えない状況です。もっと言えば、これから我が国がどうなっていくのかさえ不透明です。この不安定な社会情勢の中、今後、どのような宮崎をつくろうとされているのか、知事にお伺いいたします。

次に、持続可能な宮崎県の基幹産業は農業であり、農業が育む食と観光は本県経済の柱です。この柱を次の世代にしっかりとつないでいく視点が常に必要だと考えます。本県においては、農業の持続可能性を全ての施策の根幹に据えておく必要があると考えます。

皆様は、VUCA（ブーカ）というビジネス用語を聞かれていると思います。ブーカとは、V・U・C・Aという造語で、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の状況を示す言葉です。そして、地球温暖化、人口変動、テクノロジーの進化などによって、私たちを取り巻く環境が複雑化し、将来の予測が困難になる状況をVUCAの時代と言います。今般のロシアの侵攻や新型コロナ禍は、このVUCAの状況をさらに深刻化、複雑化させたこととなります。

さて、VUCAの時代には、想定外の出来事が次々と起こり、今までの常識が非常識となり、その結果、これまでの業界の概念を覆すサービスが登場すると言われていています。VUC

Aの時代の中で、これまでの概念を覆すような取組が必要だと思いますが、日隈副知事にお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、残りは質問者席から行います。〔降壇〕（拍手）

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。今後の県づくりについてであります。

本県を取り巻く社会経済情勢は、新型コロナパンデミックの長期化やウクライナ侵攻等に伴う国際情勢の不安定化など、予測困難な時代に直面しております。また、世界人口の増加等に伴う食料・エネルギーの問題をはじめ、気候変動問題、さらにはデジタル化の急速な進展など、これからの10年、20年で、世の中が大きく変わっていくものと認識しております。

これらの変化に対応し、次の時代を創っていくのは、人であり、若者であります。今日は傍聴席に多くの若者もおいでいただいておりますが、こうした若者たちが郷土への誇りを胸に、未来を切り開く力として成長することが重要であると考えております。また、他者や地域社会との関わりの中で絆を大切にすること、さらには、デジタルなどの新しい技術を暮らしや仕事の様々な場面に柔軟に受け入れていくことなども大事な視点であると考えております。

私としましては、こういったことを念頭に置きつつ、温暖な気候、豊かな自然や食、歴史・文化やスポーツ環境など、本県のよさや魅力を生かしながら、誰もが豊かさを享受し、楽しさや幸せを感じることができるような、持続可能な宮崎県を目指して取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えいたします。VUCAの時代への対応についてであります。

お話にありましたように、不透明さを増すVUCAの時代に的確に対応するためには、その時々局面に応じて、前例にとらわれない柔軟な発想による取組が必要であり、特に、それらを成し得る人材づくりが極めて重要であると考えます。

このため、県内の企業や産業の成長に向けましては、ひなたMBAや各種研修事業により、マネジメント力やコミュニケーション力など既存の価値を高める能力開発に加え、起業家精神やデジタルスキルなど、新たな価値を創造できる人材の育成に取り組んでいるところであります。

また、県行政におきましても、新たな発想に立った施策が、今後ますます求められるものと考えますので、状況を的確に判断し、戦略性を持って施策を構築し、実践できる職員を育成するとともに、必要に応じて柔軟に組織改革を行うなど、VUCAの時代に対応できる体制づくりを目指してまいります。以上であります。

〔降壇〕

**○井上紀代子議員** 御答弁ありがとうございます。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

グーグルによりますと、AEDは、電極パッドを通して心臓に電気ショックを与える小型の医療機器です。誰にでも起こり得る、何らかの理由で心臓が正しいリズムで脈を打たなくなったり、心臓のポンプ機能が果たせなくなる心室頻拍が起きたときに使用するとなっています。

現在、各学校へは必ず1台は設置されているようですが、全国的には、設置場所が遠く使用できなかった例や、使用をちゅうちょして起きたトラブル等を耳にします。

学校におけるAEDの設置状況と使用事例、

教職員の研修状況等について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** AEDの設置状況につきましては、県立学校には平均で3.3台、市町村立学校には1台以上が設置されております。

各学校では、AEDの使用法を含む心肺蘇生法等の職員研修を計画的に実施しており、県立高等学校では、毎年、消防署等の専門機関の協力を得て、授業や部活動など具体的な場面を想定した実践的な研修を行っております。また、教職員だけでなく、生徒を対象とした研修につきましても、ほとんどの学校で実施しております。

そういった研修の成果もあり、適切な使用により、児童生徒の一命を取り留めたという事例もございます。

今後、県立学校や市町村教育委員会と危機管理意識を共有し、子供の命を守る取組を推進してまいります。

**○井上紀代子議員** 私は、宮崎市の女性防火クラブ員ですので、防火訓練の折に、必ずこの使い方の研修をさせていただいています。学校というのは、どうしても避難所になる可能性というのもあるわけですね。今日、答弁いただいた中に、生徒を対象とした研修もしていると言っていたので、ぜひこれは、どこに何があるのか、どういう使い方をするのかというのを、広げておいていただきたいと思います。

それと同時に、県立学校についてはよく御存じでしょうけれども、市町村立学校についても、それを複数化していく。台数を多くしていく。そして、設置場所がどこであるかということ、常にお互いで危機管理しながら常態化していくということ、ぜひお願いしておきたい

と思います。

次に、児童生徒のスマートフォンの使用実態と、それを踏まえての教育長の見解をお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 例年、本県で行っておりますスマートフォン等の使用状況に関する調査によりますと、令和3年度の1日の使用時間が2時間以上と回答した児童生徒の割合は、小学校23.5%、中学校45.9%、高等学校52%となっております。

さらに、その割合を令和2年度と比較しますと、小学校で3.7ポイント、中学校で7.2ポイント、高等学校で4.8ポイントと、全校種ともに増加しております。

また、その使用内容としましては、全ての校種で、動画視聴、SNS、ゲームが多くを占めている状況にあります。これらの使用内容は、今後ますます長時間の使用になりがちなことから、生活リズムの乱れや健康被害につながりかねないと、懸念もしているところであります。

**○井上紀代子議員** このスマートフォンの実態調査というのは、文科省に従っての調査がちょっとされているだけで、実態に合っていないような気がいたします。

小学生で持っているという子供たちもまだ少ないのかもしれないんですけど、これは注視していただいて、いわゆるスマートフォン依存症というところまで持っていかないようにしていただきたいと思っておりますので、そこはよろしく願いしておきます。

次に、県土整備部長にお尋ねいたしますが、昨年度の通学路合同点検を受けて、県管理道路において道路管理者が実施する交通安全確保に向けた取組について、お伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 昨年度に実施

しました通学路合同点検の結果、県管理道路のうち、道路管理者において対策が必要とされた箇所は176か所あり、今年5月末までに156か所で対策に着手しております。

このうち、歩道整備や防護柵、区画線の設置など66か所で対策が完了し、現在90か所の整備に取り組んでいるところであり、残りの未着手箇所のうち7か所については、今年度中に着手する予定であります。

県としましては、通学路の安全対策は重要な課題でありますことから、今年度新たに創設された国の交通安全対策補助事業も活用し、今後とも必要な予算の確保に努め、順次整備を進めてまいります。

**○井上紀代子議員** 今回お伺いしたのは県管理道路だったので、これで終わりますが、市町村管理道路についても、やはり学校、警察、いろんなセクションの人たちと手をつなぎ合って、子供たちの交通安全、通学路の安全について、ぜひきめ細かな対応をしていただきたいと思います。

梅雨に入り、水たまりを避けて歩いている子供たちの状況を見ますと、やはり車にも注意しないといかん、水たまりにも注意しないといかん。そういう意味では、本当に予想を超える降雨があった場合はどうするのかという思いがいたします。やっぱり、必要な予算を確保することが大変重要ですので、その点を考えて対応をお願いしておきたいと思っております。

次に、資産運用という点で、今の総理が——新しい資本主義の関係かも分かりませんが、日本人の預貯金額が50兆円になりましたので、それをどういうふうにして吐き出させるかという対策でもあるんですが——資産運用をというふうに言われています。

投資について、今度は学校側が教えなくちゃいけないという立場になったわけですから、学校の指導の現状と、今後どのように教えていくのか、お伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 投資をはじめとする金融に関する教育につきましては、成年年齢が引き下げられたこともあり、ますます重要性が高まっていくと認識しております。

現在、小中学校では、児童生徒の発達段階に応じまして、家計の大切さや金銭管理について学んでおり、高等学校では、金融の仕組みの学習や家計の資産形成の視点も含めた学習を実施しております。また、金融広報アドバイザー等の外部講師を活用した授業や、職員向けの研修にも取り組んでおります。

今後は、さらに小中高が連携し、自立して生きていくために必要な力は何かを議論しながら、社会の出来事を自分のこととして捉え、行動できる子供の育成を図ってまいります。

**○井上紀代子議員** 実は、投資を教えるということは、経済そのものを教えることでもあるんですよね。ですから、また小手先で教えられるものでもない。先ほど、スマートフォンの問題について教育長にお聞きしましたが、投資は簡単にスマートフォンでできるんですね。そういうことも含めて、私ごときの体験談ですから、この年で言うほどのことではないんですが、私たちの周りとは、今の子供たちの周りとは、もう現実に使用するいろんなものが違ってきているわけですね。ですから、例えば家庭科の時間で教え切れるのか、公民の時間でそれを教え切れるのかという問題点がいろいろあると思いますが、学校教育が変わっていくことの一つのチャンスでもあるので、先生方も悩みが大変多いとは思いますが、悩みを外に出しつつ、これ

をやっていくと、経済のありよう、つまりは政治がどういうものであるかということも教えていくことになりますので、ぜひ丁寧な検討をお願いしておきたいと思っております。

次に、さきに公開されました令和4年版消費者白書によりますと、インターネット通販に関する相談件数は、依然として多いようです。また、SNSをきっかけとした消費生活相談件数は増加を続け、昨年度は過去最多となっております。中でも20代の若い世代からの相談が多くなっています。

本年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、今後、若者の消費者トラブルが増加する可能性があります。

そこで、契約に関する知識や経験が少ない若者の消費者トラブルを防ぐためには、幼い頃からの適切な消費者教育が必要と考えますが、消費者教育拠点として位置づけられる宮崎県消費生活センターにおいて、若者層への消費者教育にどのように取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 若年者の消費契約トラブルにつきましては、県としても非常に懸念しておりまして、早い時期からの適切な消費者教育が重要であると考えております。

このため、県消費生活センターでは、学校での出前講座による啓発を年間150回程度行いますほか、相談窓口を案内する短縮ダイヤル「188」——通称いややと呼んでおりますが——の周知等に努めてきたところであります。

また、令和2年度からは、小・中・高校生向けに、SNS関連をはじめ発達段階に応じた教育動画を作成し、ホームページ等で提供しておりまして、今年度は、授業での有効な活用方法等について、教職員向けの研修会を開催するな



ど、消費者教育の指導力向上を図ることとしております。

今後とも教育委員会等と連携し、若年者への消費者教育及び相談窓口の周知等に取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** ぜひ、教育委員会等とも強い連携を持ちながら、これについては対処していただきたいと思います。

次に、エネルギー問題についてお伺いいたします。

今回の補正予算には、化石燃料からの転換を促進する「県内事業者エネルギー転換緊急支援事業」が提案されています。本事業では、県内事業者が重油等の化石燃料から電気へと転換するための設備更新に対し、上限150万円の支援を行うことになっています。この支援の基準から考えると、かなり小規模な重油ボイラーを使っている事業者が対象のように考えられ、電気料金も上がる中で、ランニングコストがどれだけ削減できるのか、気になります。

本事業では、どのような取組を対象としているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** この事業では、エネルギー源を化石燃料から電気に移行することによる燃料費の削減や、再エネと省エネを組み合わせた光熱費の削減により、燃料価格高騰の影響を受けにくい事業構造への転換を図る県内事業者等の取組を支援することとしております。

具体的には、ガソリン車と比べて燃料費が削減できる電気自動車の導入や、病院や福祉施設などの事業所において、給湯設備の熱源を重油から電気へ移行する取組などを支援することとしております。

また、消費電力を減らす省エネ設備への更新

と、購入電力の削減につながる再エネ設備の導入を同時に行う取組について、支援することとしております。こうした取組は、温室効果ガスの排出量削減にも寄与するものと考えております。

**○井上紀代子議員** オフィスにおける削減も大きく期待ができますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続けて、本事業では、再生エネルギー設備と省エネ型空調設備を組み合わせた設備投資に対しても上限500万円の支援が行われます。かなり限定的な支援内容となっていますが、見方を変えると、鳥インフルエンザ対策で導入が進んだ閉鎖型の大型鶏舎等に導入されると非常に効果的な事業にもなりそうです。

この事業による取組は、CO<sub>2</sub>削減にどの程度効果があるのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 事業活動で使用するエネルギー源を化石燃料から電気へと移行することは、CO<sub>2</sub>排出量削減に大きな効果があり、例えば、ガソリン車を電気自動車に切り替えますと、1台当たり年間3万キロメートルの走行で、約2トンの排出量削減が見込まれます。

また、再エネ設備については、20キロワットの太陽光パネルを導入しますと、推計で年間約11トンの排出量削減につながるとともに、LED照明などの省エネ設備更新を併せて行うことにより、さらに大きな効果が見込まれるところでもあります。

県としましては、本事業による取組をモデルとして広く波及させることにより、事業活動に伴う排出量を削減し、ゼロカーボンの実現につなげてまいります。

**○井上紀代子議員** 県内事業者エネルギー転換緊急支援事業は単年度ですが、この事業を私はかなり大きく評価しています。この事業は、県内エネルギー需要マップを大きく塗り替えることができるかと確信します。

2050年にゼロカーボン達成するためには、どの程度温室効果ガスを削減する必要がある、また、そのためにはどのように取り組んでいくのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 本県の温室効果ガス排出量は、平成30年度の推計で976万トンと、平成25年度に比べて296万トン減少しております。

しかしながら、2050年にゼロカーボン達成するためには、森林等による吸収量を加味しても、さらに645万トン程度の削減が必要と見込んでおり、省エネによる削減努力に加え、化石燃料から電気へのエネルギー源の移行や再生可能エネルギーの拡大が進まなければ、目標の達成は難しいと考えております。

そのため、県民や事業者のゼロカーボンに向けた機運の醸成を図るとともに、家庭や産業部門などにおける省エネの徹底や、太陽光をはじめとする再エネの導入拡大を推進するなど、エネルギー構造の転換に取り組むこととしております。

**○井上紀代子議員** それでは、視野を広げてみますと、最近のニュースでは、石油元売トップのエネオスは、今年5月に海外の石炭開発の権益を売却する方針を発表し、再生可能エネルギーや水素関連事業に投資を集中するとしています。

我が国は、国際環境NGOの「気候行動ネットワーク」から温暖化対策に後ろ向きな国に送られる化石賞を、COPの会議ごとに突きつけ

られています。唯一の被爆国であり、3・11ではチェルノブイリに次ぐ原発事故を経験した日本の脱化石対策が、原子力発電所ではいはずはありません。その中で期待され、また日本が技術的にトップを走っているのが、水素利用であります。

先日、この水素エネルギーをどこでも誰でも利用できる低圧水素プラントの開発を手がけている山梨県の実証プラントを視察してきました。この事業者は、既に山梨県や沖縄県で実証プラントを稼働させており、自治体と提携したカーボンニュートラルのまちづくりをスタートさせています。

VUCAの時代です。日本のひなたを標榜する本県が、カーボンニュートラルに向けてどう行動していくのか、常に考え、イノベーションの活用方策を県民に示していく必要があります。ゼロカーボン社会の実現に向けて、水素に係る新たな技術の活用も含めて、どのような方針により取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 地球温暖化対策は、避けることができない喫緊の課題でありまして、将来世代に対する私たち一人一人の責務として、脱炭素化に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

このため県では、「ゼロカーボン社会づくり」を第四次環境基本計画の重点プロジェクトに位置づけ、省エネの推進をはじめ、再生可能エネルギーの導入拡大や森林吸収量の維持などを取組の柱として、県民一人一人の機運醸成や農林水産業をはじめとする各産業部門における取組への支援などを全庁的に推進しているところであります。

また、今年度は、2030年度の温室効果ガス削減

減目標を見直すこととしておりました、本県の恵まれた自然環境が生み出す再生可能エネルギーや豊かな森林資源を最大限に活用するとともに、御指摘のありました、水素などの次世代エネルギーや研究開発が進む新たな技術の導入などによりまして、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組をさらに加速させ、安心して暮らせる持続可能な社会を将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** この開発された低圧水素については、今までの概念を捨てていただいたほうがいいと思います。本当にCO<sub>2</sub>ゼロです。私はまた7月に見に行ってきたと思ってはいるんですけども。新たなものを導入するには、非常にエネルギーが要るとは思いますが、ぜひ、再考されるというか、今後見直しをされる時に一考していただきたいと思いません。

次に、6次産業化や食品加工業者のイノベーションという視点から、「食品開発支援機能強化事業」についてお伺いいたします。

この事業で、昨年度私が取り上げましたフリーズドライの製造装置が食品開発センターに導入されることを伺い、大変うれしく思っています。食品を冷凍した上で真空状態に置くことで食品の水分を抜く技術は、消費者が水を加えるだけで元の状態に戻せ、また、栄養や香り、うまみがそのまま残せる加工技術で、年々高度化しており、食品加工の様々な分野で活用されています。

しかしながら、九州には受託加工をしてくれる事業者がなく、多くの加工業者が商品開発を諦めざるを得ませんでした。今回、県の英断で、県内事業者が利用できる装置が導入されることになり、多くの事業者の活用を期待してい

ます。

今回導入する装置の特徴と、どのような活用を想定しているのか、商工労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 食品開発支援機能強化事業についてということでございますけれども、小麦をはじめとします原材料などの価格高騰によりまして、食品製造業者は、原材料の変更やコスト削減のための製造工程の見直し、価格の引上げに見合う付加価値の高い商品開発といった対応が課題となっております。

このため、食品開発支援機能強化事業では、食品開発センターに、粒子の細かい高品質な米粉を製造できる気流式製粉機や、長期保存が可能となるレトルトパック製品の試作ができる製造装置、需要が伸びている炭酸入りのアルコール飲料等を試作するための炭酸充填装置などを整備することとしております。

県内事業者が新商品の開発や試作品を製造する際に、こうした装置を積極的に活用していただくことで、物価高騰の影響を受けた事業者の原材料変更や、付加価値の高い新商品開発の取組を支援してまいります。

**○井上紀代子議員** 食品開発センターの活動は県内の食品加工業者の食品開発支援が主体のようです。今回、フリーズドライという新しい商品開発ツールを得ることになりますが、本県の食品加工業のイノベーションにつながる情報発信を期待しています。

そこで、県内事業者へのフリーズドライ装置の活用推進をどのように図っていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 今年度、食品開発センターに導入を予定しておりますフ

リーゾドライ装置につきましては、その機能や活用事例等についてホームページに掲載するとともに、これまでリーゾドライに関する相談があった事業所に対して、個別に案内するなど広く周知を図ってまいります。

また、装置の有効活用には、商品開発に関する技術的な支援を併せて行うことが重要でありますことから、食品開発センターにおいて研究を進めまして、ノウハウを蓄積しつつ、事業者の課題に応じた技術支援を行ってまいります。

今後は、食品開発センターにおきまして、試験販売を目的としたリーゾドライ製品の製造が可能になることから、多くの事業者に活用いただくことで、新たなリーゾドライ製品の商品化が広がるものと期待しているところでございます。

**○井上紀代子議員** 本県には、全国有数の1次産業があります。しかしながら、その製品のほとんどは、他県の食品加工業者が加工し、付加価値をつけて消費者に届けているのが実態です。川上から川下への物流チェーンの原則の中で、消費者に近いところで加工することはやむを得ないとしても、宮崎ならではの質の高い商品開発を行うことで、付加価値の一部を本県に取り戻す努力が必要だと考えます。

本県の食品加工業の振興を図っていくためには、これまで以上に庁内が一体となって取り組む必要があると考えますが、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県では、地域の強みであります農林水産業を生かしまして、食品関連産業の競争力強化と地域活性化を図るため、平成25年にフードビジネス振興構想を策定し、様々な取組を行ってまいりました。

近年、新型コロナに加え、国際情勢の悪化に

伴う物価高騰などの影響を受けまして、食品関連産業は非常に厳しい状況にありますが、県産品のさらなる高付加価値化の推進、あるいは食の魅力発信、販路拡大など、食品関連産業には、まだまだ成長の可能性があると考えておりまして、今年度、その構想の見直しに取り組むこととしております。

この構想の下、農林水産業や商工業など分野ごとの取組を着実に進めながら、部局間連携をさらに強化し、フードビジネスの振興に努めてまいります。

**○井上紀代子議員** 私はLFP（ローカルフードプロジェクト）を物すごく評価しています。やはり3部が一体となってやると、これほどの効果が出るんだなということ。そのときの総合政策部は大変でしょうけれども、その接着剤というか、そういう役割をぜひ今後も果たしていただきたいなと思っています。

それでは次に、農政問題についてお伺いいたします。

ものづくり現場での最大の課題は、資材高騰であり、物流コストの上昇であります。今回の補正予算でも支援が行われることになっていますが、冒頭申し上げたとおり、永久に続けていくわけにはいきません。その一方で、消費者物価を野放図に上げていくこともできません。輸入品で代替するにしても、構造的な円安です。このため、全ての品目について、コストが上がった分を吸収できる新しい仕組みづくりが求められています。

農業の現場で使われる肥料には、化学肥料と堆肥等の特殊肥料があると伺っています。特殊肥料の多くは国産原料で、資材高騰の影響を受けていないのではないかと考えています。資材高騰の中で、化学肥料と堆肥等の特殊肥料の価

格変動について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 化学肥料の令和4年4月の価格は、国の農業物価統計によりますと、1年前と比べ12%増加しており、一方、堆肥等の特殊肥料である鶏ふんの価格は、1%の増加にとどまっております。

なお、県内に流通している牛ふん堆肥等につきまして、県内の関連事業者を確認しましたところ、ここ1年間の価格は、同程度で推移し、変動は少ないというふうに伺っております。

○井上紀代子議員 予想どおりでうれしいです。

他県のJAでは、化学肥料と地域資源の堆肥を混合した複合肥料を商品化し、これまでの化学肥料に代替することで、肥料価格の維持と国産化を図ろうとしています。

本県での肥料コスト削減に向けた取組と混合堆肥複合肥料の導入について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 肥料コストを低減するためには、土壌の栄養状態に合わせて、適正に肥料や堆肥を利用することが必要でございます。今般の化学肥料の高騰においては、ますますその取組が重要になっております。

このため、県といたしましては、土壌診断結果に基づく化学肥料の適正な利用に関する技術指導の強化とともに、堆肥のより一層の活用を推進しているところです。

また、混合堆肥複合肥料につきましても、県内資源である堆肥の有効活用により、肥料の低コスト化が期待されますことから、県では、主要作付品目の生育への効果や、適正な散布量の実証試験の結果を見極めながら、県内への普及

を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 この実証実験の結果というのを、本当に私も楽しみにしておりますので、ぜひぜひ、これを進めていただきたいと思います。

いにしへの時代から、農業の基本が土づくりであることに変わりはありません。随分と前には、県は良質堆肥の生産・流通を指導する組織をつくり、完熟した良質堆肥づくりや積極的な土壌診断に基づく土づくりの推進をするODD運動等に力を入れておられました。

地域資源を活用した土づくりを、県はどのように推進していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 全国有数の畜産県である本県にとりまして、豊富な地域資源である家畜ふんを原料とする良質な堆肥を活用した土づくりは、重要な取組となっております。

県では、良質な堆肥の生産に向けまして、民間コンサルタントと連携して、畜産農家等に対する堆肥づくりの技術指導を行うとともに、農業改良普及センターを通じて、耕種農家に対して、堆肥の適正な利用を指導しているところであります。

また、堆肥の利用は、化学肥料の低減にもつながるため、本議会にお願いしております「堆肥等利活用促進緊急体制整備事業」を活用しまして、堆肥散布機械等の導入や散布作業を行うオペレーターの育成支援などにより、堆肥を利用しやすい体制整備に努め、土づくりとともに、肥料コストの低減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 この土づくりについては、本当に丁寧な対策というのを取りながら、肥料

コストの低減だけでなく、本当に土づくりこそ大事なんですね。ですから、この土づくりをしっかりとやっていただくと、宮崎の農家の皆さんも、非常に助かるというか、自分が作っているものを安心して消費者に渡すことができますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、最も病害虫被害が多い作物は野菜で、特にピーマンやキュウリなどの施設園芸が多いと聞いています。これらの品目は、ここ10年程度の間には農薬散布回数が増え、農薬コストも増加していると思われ、農家経営を圧迫していると思っています。

このような中での資材高騰です。以前、委員会でも、本県では、土づくりや適正な施肥とか、かん水とかによる健康な作物づくりをベースに、微生物農薬や天敵昆虫と、これらの生物に影響が少ない選択制農薬を組み合わせた総合的作物管理法 I C M を推進していると伺いました。

しかしながら、野菜価格が低迷する中で、ウイルス病や難防除害虫への対応に農家はくたびれ果てて、I C M の基本技術がおざなりになりつつあるのではないかという声もお聞きします。

県はどのような方策をもって、難防除害虫の対策と防除コストの維持、低減を図ろうとしているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 難防除害虫につきましては、化学農薬のみによる防除が困難でありますので、本県では、天敵の利用など様々な防除手段を組み合わせました宮崎方式 I C M による防除を推進しているところであります。

宮崎方式 I C M の導入によりまして、化学農

薬による防除回数を減らすことが可能となり、防除コストの抑制につながることも期待できます。

農業者が安定した経営を行う上では、効果的な防除とともに防除コストを抑えることが重要でありますことから、県では今後とも、この宮崎方式 I C M の取組が農家に広く普及できますよう、各種講習会などを通して、その効果の周知と技術支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、視点を変えて農政問題を考えてみようと思います。

私たちは、日本の主食はお米だと習い、今でもそうだと固く信じています。しかしながら、お米の消費量は年々減少しており、消費の現場では、米離れが加速しているようです。

先祖伝来、守り、投資をしてきた水田をどう未来につなげていくのか。まさに、V U C A の時代であるからこそ、異なる光を当てて考えるべきではないでしょうか。

本県の水田は、湿田が多く、区画も小さいため、大型のスマート農機も入らないところが多いようです。また、水はけの悪さは、水田輪作の可能性もなくしていると伺っています。

有機農業のまちづくりを進めている綾町では、露地野菜の生産拡大を試行する農業者や、新規就農を希望する町外からの移住希望者が多いようですが、既に空いている畑地がない一方で、水田は畜産農家の W C S 利用が主体となっているとのことです。

このような状況で、県内のどの市町村でも同じ傾向と伺っています。交付金頼みの水田農業だけでなく、本格的に水田でお金が取れる農業への転換も必要ではないかと考えています。水田の高度利用に向けた排水対策等の整備を加速

度的に進めていく方策について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 水田における儲かる農業を実現させるためには、収益性の高い作物の導入や農作業の省力化、効率化等を図る必要があります、農地の条件整備を望む声も多く届いております。

このため、輪作を可能とする排水対策や、スマート農業に対応した圃場の区画拡大等に向けまして、従来の圃場整備事業による大規模な整備に加えまして、より簡素な手続で速やかに実施できる、国の「農地耕作条件改善事業」などを活用しまして、暗渠排水とか畦畔除去などの簡易な整備にも、スピード感を持って柔軟に取り組んでおります。

今後とも、関係機関と連携しながら、地域や担い手の様々なニーズに応じた農地の整備を、積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 水田の高度利用に向けての考え方というのは、やはり、実際にやっておられる方たちと真剣に話し合っ、きちんと決めていく必要があると思うんですね。ですから、そこが大変難しいところなので、農政水産部のほうがぐらぐらしていると、なかなかそっちの方向には行かないんじゃないのかなと思います。

ですから、きちんとした、本当に儲かる農業とはどういうことなのかということは、農政水産部でも議論していただきたいと思います。そして、この方法がいいのかどうかというのは、やっぱり納得づくでやっていただきたいという気持ちもありますので、ぜひ丁寧な対策の取り方をやっていただきたいと思います。

さて、さきの議会で、県域をカバーする有機

J A S 認証機関の創設についてお伺いしました。県の答弁にありましたとおり、高鍋町、木城町が主体となった有機 J A S 認証を行う N P O 法人が無事に設立されると伺っています。これらの町長からは、県に対して、農業者が有機農業を学ぶ場や指導を充実してほしいと要望されています。

県は、有機農業に取り組もうとする現場の動きをどのように支援し、技術指導を展開しているのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県では、有機農業に関心の高い自治体や、実践農業者による「宮崎県有機農業連絡協議会」を組織するとともに、令和4年3月に「みやざき農水産業グリーン化推進プラン」を策定し、有機農業の取組を推進しているところです。

本年度は、有機農業の取組拡大に向けまして、「持続可能なみやざきグリーン農業構築事業」によりまして、地域ぐるみで有機農業を推進する綾町や高鍋町、木城町の取組への支援や、技術指導者の育成、指導体制の強化などを進めることとしております。

今後とも、関係機関・団体と連携し、有機農業が、広く県内で展開されるよう取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** 国はこの方向で進んでいるんですね。オーガニックビレッジというのは全国に広げたいと思っているんですね。そして、その最先端を行っているのが、宮崎県なんですね。やはりきちんとした、そういう意味で言うと、技術指導者の育成とか指導体制の強化ということについては、真剣にやっていたくということがとても大事だと思います。アグリビレッジを広げるということは、日本農業に

とっても大切なことですので、そこは気合を入れてやっていただきたいなと思います。

本県の農林水産業は、支庁とか振興局単位に現場指導拠点を、また、主要産地には試験研究機関を配置することで、迅速できめ細やかな技術開発、普及を可能とし、今日の産地をつくり上げてきました。そして、前例のない資材高騰や、国のみどりの戦略で掲げられた有機農業への対応は、これまで以上に県の総合的な技術指導が重要になっているのではないかと感じています。予測不能なVUCAの時代に対応できる現場指導力、研究開発の強化が課題となっているのではないのでしょうか。

本県の農畜産業を持続可能な産業として活性化していくための現場指導、研究強化に向けた技術職員の資質向上について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 温暖化の進行や自然災害の増加に加え、国際情勢の変化等、農畜水産業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、議員御指摘のとおり、普及や試験研究等の現場で生産者を支える技術系職員の役割は、ますます重要になっているものと考えております。

このため、農政水産部では、若手職員に対して、上司や同僚がOJTできめ細かく指導するほか、専門的な知識・技術を身につけるための勉強会や派遣研修、さらには学位取得の支援など、様々な人材育成の取組を行っているところであります。

今後、持続可能な力強い農畜水産業を実現するためには、スマート化や脱炭素など最先端の科学技術にも的確に対応することが必要になりますことから、引き続き、職員の資質向上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 今日の宮崎県の産業は、農業にしても、林業・水産業にしても観光業も、県民と県が力を合わせ、これまでの概念を覆すサービスを生み出すことで発展してきたと、私は考えています。

県の防災営農の掛け声に呼応した超早場米や施設園芸、畜産の振興、杉に特化した植林やカツオブ一本釣りの船団、近くは県を代表するマンゴー・完熟キンカンのブランド産地化、国の成り立ちを訪ねる神話を題材とした観光業など、これらは、これまでの常識を覆したすばらしい宝石たちだと思っています。

このように、本県産業の振興を図っていくためには、県職員の皆さんがエネルギー源となり、現場に飛び込み、情熱を持って、県民を巻き込んだからかなったことです。

しかし、コロナ禍の中で、県職員の行動は制限されています。財政難にあえぐ市町村が職員定数を減らし、技術職での採用をやめ、総合職とした結果、これまで市町村が農協や漁協、森林組合等とともに地域産業を支えてきた仕組みは危うくなっています。まさに、地域産業のイノベーションは、県の技術職が最後のとりでとなっています。我が県は、鹿児島県や熊本県のように、強い民間企業が経済を牽引してくれる県ではありませんし、手放しで大手資本が参入し、提案をしてくれる県でもありません。自分たちで汗をかくしか、本県は生きていく道はないと思います。きれいごとではなく、本当に県民からリスペクトされる技術職員の確保・育成に全力を傾けてほしいと私は考えています。

この不透明なVUCAの時代を生き抜くためには、新しいテクノロジーの理解と情報収集力、そして、自らの頭で考える力が必要であると言われています。



本県の産業を守り、振興を図っていくためには、技術系職員の人材育成が極めて重要であると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 技術系の職員につきましては、それぞれの専門性を生かし、持続可能な力強い産業の実現に向けた様々な技術支援や、危機事象等発生時の事業支援を行うなど、主要産業である農林水産業をはじめ、様々な産業の振興を図るため、極めて重要な役割を担っております。県民や事業者の皆様からも、その働きを評価し、頼りにしているというような声も伺うことがあり、大変うれしく思っております。

このため、まずは優秀な職員の確保と併せまして、ベテラン職員による若手職員等への技術指導や専門機関における研修受講等を通して技術力の向上を図るとともに、職員の適性や能力、希望等を踏まえまして、本庁・出先機関の様々な職場や職務を経験させ、また、幅広い視野を養うため、他部局など専門以外の部署への配置や、省庁への派遣などを行っております。

今後とも、人口減少対策や様々な危機事象への対応をはじめとする、本県産業が直面する諸課題に的確に対応していくため、より多様な経験や高い専門性を備えた技術系職員の確保・育成に努めてまいります。

○井上紀代子議員 壇上で申し上げましたとおり、この不透明な時代の中で、私たちが、この宮崎に住む人たちにどう安心して住んでいただくようにするかというのは、大きな企業のない、そして、資本の大きいところが参入してくるようなところでもないこの宮崎県においては、やっぱり県庁が一番のエネルギー源です。ですから、やはり県庁が、しっかりと住民の人

たちの思い、市町村民の皆さんのお気持ち、県民の皆さん全員の気持ちを受け止める力を持つべきだと私は思っています。

ですから、知事がリーダーとして、私たちが安心して、この宮崎でいい、宮崎に住みたいと思えるようにしていただきたいなと思います。

私は、国土保全奨励制度を提唱された松形祐堯知事の際に県議会議員となりました。そのときの県議会の議論は既に、国土をどう守るか、国土をどう保全していくのかということで、真剣な議論がありました。ですから、私ごときでも、林活議連の副会長にと、川下の者の声の代表としてやれと言って、自民党議員のおじちゃんたちから、そのとき副会長にさせていただきました。ですから、経験をするということと、もう一つは、やはり受け止める力を持つということは、これからの不透明な時代の中では必要だと私は思います。

そして、我が県において農業が廃れることがあったときには、もう宮崎県はなしだというふうに言わざるを得ないと思いますので、農業を基幹産業として軸に据えて、これからも皆さんと一緒に私自身も頑張ってまいりたいと思います。

本日の質問、ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

---

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第13号)

○中野一則議長 次に、議案第13号を議題いたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、今回の補正予算についてであります。

この補正予算は、令和4年4月末に決定された、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策に伴うもので、50億4,300万円余の増額となっており、歳入財源は全額国庫支出金でございます。

次に、総合政策部の補正予算についてであります。

今回の補正は、燃料費高騰の影響を受ける事業者の負担軽減や子育て世帯の家計負担の軽減を行うもので、一般会計で10億9,500万円余の増額であります。

このうち、新規事業「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」についてであります。

この事業は、原油価格の高騰などにより極めて厳しい経営状況にある交通事業者や物流事業者に対し、燃料高騰の負担軽減や運行継続に必要な支援を行うことで、本県の交通網や物流網の維持を図るものでございます。

このことについて委員より、「補助額を積算する上で、使用燃料の基準となる価格はどのように決めたのか」との質疑があり、当局より、「新型コロナが流行する前の令和元年度の平均価格を基準として設定した」との答弁がありました。

これに関して委員より、「事業を構築するに当たって、バス協会やトラック協会などから、業界の現状について情報収集を行っているのか」との質疑があり、当局より、「日頃から現

状の把握に努めているほか、各団体から燃料高騰対策に係る要望を受けており、本事業の構築に当たっては、事前に意見交換を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、厳しい環境に置かれている事業者に対して、適切な事務手続きにより、迅速に支援が行き届くよう努めていただくとともに、今後さらに厳しい現状となることも予想されることから、引き続き、現状把握に努め、必要な支援について国に働きかけていくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、物価高騰等への対策として、低所得の子育て世帯へ特別給付金を支給するなど、低所得世帯や生活困窮者を支援するもので、一般会計で3億5,200万円余の増額であります。

このうち、新規事業「生活困窮者法律相談支援事業」についてであります。

この事業は、コロナ禍における物価高騰等の影響により生活に困窮する方々への支援のため、債務整理や返済に関する法律相談における負担を軽減することで、家計の改善や自立の促進を図るものであります。

このことについて委員より、「対象者の中には、生活に余裕がなく、テレビや新聞等から情報を得ることができない方もいることから、事業内容の周知方法について工夫が必要である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、当事業はもとより、新型コロナに関する様々な事業について、支援を必要とする県民の方々に対し、確実に行き届くよう、引き続き関係部局と連携しながら、支援策の周知を徹底していただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号につきましては、慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、原油価格や物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減や、地域経済の活性化と生活者支援へつながる消費喚起対策等を講じるもので、一般会計で11億7,600万円余の増額であります。

このうち、小規模事業者新事業展開等追加支援事業についてであります。

この事業は、商工会議所等の伴走支援を受けながら新事業展開や販路開拓に取り組む小規模事業者に補助を行う既存事業について、今回、原油価格・物価高騰の影響を考慮して、補助率

や補助上限額の引上げを行うものであります。

このことについて委員より、「補助率等が引き上げられることで、事業者は新しい事業に取り組みやすくなるが、限られた財源の中で、より多くの事業者に利用してもらおう観点から、補助率等を据え置くという考えはなかったのか」との質疑があり、当局より、「この事業の特徴は伴走支援を行うことであり、商工会議所等が個々の事業者にしっかりと寄り添いつつ、事業者の前向きな取組をより力強く支援するため、補助率等を引き上げることとした」との答弁がありました。

また、別の委員より、「伴走支援を丁寧に行っていくために、支援を行う側の人材や受皿の確保は十分になされているのか」との質疑があり、当局より、「伴走支援の対象として約400社を想定しているが、商工会議所等に聞き取りを行いながら事業を設計していることから、支援の実施については問題ないと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「商工会議所等は様々な支援事業の窓口となっているため、手続が煩雑になると職員が足りないという声もある。伴走支援を行う体制が維持できるよう、商工会議所等の事務負担についても十分配慮していただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な内容について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算であります。

今回の補正は、事業者のエネルギー転換及び生産性向上の支援に要する経費として、一般会計で4億6,100万円余を増額するものであります。

このうち、新規事業「県内事業者エネルギー転換緊急支援事業」についてであります。

この事業は、県内の事業者が事業活動で利用するエネルギー源を化石燃料から電気に移行する取組や再生可能エネルギーの導入等を支援し、燃料価格高騰の影響を受けにくい事業構造への転換を促進するものであります。

このことについて委員より、「電気自動車への切替えは世界の潮流であり、今回、県が率先して公用車として10台程度を導入することは評価できるが、今後の導入についてどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「国の政策として、2035年までに新車の販売を電気自動車等に限定していくとされていることから、電気自動車の導入に順次取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「電気自動車も価格的に購入しやすくなってきたが、充電に時間を要することや充電スタンドの普及が進んでいないといった問題があるので、電気自動車を利用しやすい体制づくりを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算であります。

今回の補正は、燃油や資材、飼料等の価格高騰の影響を受ける事業者の負担を軽減するための経費として、一般会計で19億2,800万円余を増額するものであります。

このうち、新規事業「燃油等価格高騰緊急対

策情報発信事業」についてであります。

この事業は、国や県が行う燃油や資材、飼料等の価格高騰に対する緩和対策等を生産者に迅速かつ着実に周知するとともに、消費者の理解醸成、県産県消を促進するため、各種メディアによる集中的な情報発信を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の緊急対策事業については、全ての関係者に情報を届け、1人も取り残さないようにすることが重要である。このため、様々な広報媒体について研究を行い、徹底した情報発信を行っていただきたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、両部で実施する原油価格・物価高騰等総合緊急対策の支援が広く県内に行き渡るように、情報の迅速かつ着実な周知に努めていただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、物価高騰等による子育て世帯の家計負担を軽減するためのもので、一般会計で2,800万円余の増額であります。

その内訳は、新規事業「県立学校給食等緊急支援事業」として、県立学校の給食等における食材価格の高騰分を支援するものであります。

このことについて委員より、「食材価格の高騰により、給食費等がどの程度増えると想定しているのか」との質疑があり、当局より、「県学校給食会による物価上昇率に関する調査結果等を踏まえ、10%程度と想定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、児童生徒の学びの場の確保に支障が生じないように、引き続き必要な対策を講じていただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議案第13号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議案第13号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時13分散会

